

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案）オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	1	(1) 外国会社等による有価証券報告書提出期限の承認に係る申請理由に変更等がなかった旨の報告 (2) 外国会社等による有価証券報告書の提出期限に係る承認申請書の提出	(1) 企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2の2第5項、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第13条第5項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第24条の2第5項 (2) 金融商品取引法施行令第3条の4ただし書、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2の2第1項、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第13条第1項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第24条の2第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	2	税率軽減証明	監督指針VI-3-3-5- (2)	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	3	ディスクロージャー誌	協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項（銀行法第21条1項）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	4	ネットバンキング対応方針	協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項（銀行法第24条1項）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	5	銀行法第24条第1項に基づく報告	協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項（銀行法第24条1項）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	6	検査結果改善状況報告	協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項（銀行法第24条1項）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	7	信用組合代理業に係る諸届出	協同組合による金融事業に関する法律第6条の5第1項等	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	8	信用協同組合代理業に係る変更届出	協同組合による金融事業に関する法律第6条の5において準用する銀行法第52条の39第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	9	信用協同組合代理業に係る定款変更届出	協同組合による金融事業に関する法律第7条の2第2項（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第111条第2項第1号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	10	信用組合代理業に係る縦覧開始届出	協同組合による金融事業に関する法律第7条の2第2項（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第111条第2項第3号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	11	信用組合代理業に係る開始届出等	協同組合による金融事業に関する法律第7条の2第2項等	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	12	信用供与特例承認の報告について	協同組合による金融事業に関する法律第7条の3	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	13	適時開示	銀行法第24条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	14	決算関係書類の提出	銀行法第24条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	15	資料の提出	銀行法第24条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	16	銀行代理業の許可	銀行法第52条の37	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	17	第52条の9第1項の認可に係る銀行主要株主になったとき又は当該認可に係る銀行主要株主として設立されたときの届出 銀行主要株主が銀行の総株主の議決権の100分の50を超える議決権の保有者となったときの届出 銀行主要株主が銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったとき（解散したときを除く）の届出 銀行主要株主が銀行の総株主の議決権の100分の50を超える議決権の保有者でなくなったとき（銀行法第53条第2項第3号及び銀行法第53条第2項第5号（解散した場合）を除く。）の届出 銀行主要株主が解散したときの届出	銀行法第53条第2項第1号～第7号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	18	契約締結前交付書面の提出	金融商品取引法第37条の3第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	19	下付証明	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針VII-3-2-（1）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	20	認定投資者保護団体の重要事項変更の届出	金融商品取引法施行令第18条の4の10第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	21	外国法人等に対する説明書類の縦覧に関する承認	金融商品取引法施行令第16条の17	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	22	外国法人等に対する事業報告書の提出期限に関する承認	金融商品取引法施行令第16条の18	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	23	外国証券業者の引受業務のうちの協議についての届出	金融商品取引法施行令第17条の3第1項第3号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	24	適格機関投資家等特例業務を行う者の届出	金融商品取引法第63条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	25	認定投資者保護団体の業務廃止の届出	金融商品取引法第79条の10第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	26	認定投資者保護団体の認定申請	金融商品取引法第79条の7第2項、金融商品取引法施行令第18条の4の10第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	27	みなし金融商品取引業者の提出書類（旧証券会社）	金融商品取引法附則第18条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	28	特例投資運用業務を行う者の届出	証券取引法等の一部を改正する法律附則第48条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	29	認可金融商品取引業協会の規則の作成、変更又は廃止の届出	金融商品取引法第67条の8第3項後段	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	30	金融商品取引業から除かれるものに関する届出	金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	31	みなし金融商品取引業者からの提出書類	証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第60条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	32	法人等向けエクスポージャーの特例に係る届出	信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第38条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	33	信用金庫代理業に係る定款変更届出	信用金庫法第87条第2項（信用金庫法施行規則第100条第2項第1号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	34	信用金庫代理業に係る縦覧開始届出	信用金庫法第87条第2項（信用金庫法施行規則第100条第2項第3号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	35	信用金庫代理業の開始届出等	信用金庫法第87条第2項等	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	36	システム障害発生報告	信用金庫法第89条第1項（銀行法第24条第1項）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	37	盗難キャッシュカードによる犯罪発生報告等	信用金庫法第89条第1項（銀行法第24条第1項）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	38	有価証券保有に関する報告	信用金庫法第89条第1項（銀行法第24条第1項）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	39	銀行法第24条第1項に基づく報告徴求命令に対する報告	信用金庫法第89条第1項（銀行法第24条第1項）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	40	検査結果改善状況報告	協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項（銀行法第24条第1項）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	41	信用金庫代理業に係る諸届出	信用金庫法第89条第3項等	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	42	信用金庫代理業に係る変更届出	信用金庫法第89条において準用する銀行法第52条の39第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	43	業務の受託の届出及び変更届出	スポーツ振興投票に係る業務の委託を受けた金融機関の業務の運営に関する命令第1条（スポーツ振興投票の実施等に関する法律）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	44	火災共済協同組合の業況等の報告	中小企業協同組合法施行規則第13条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	45	決算関係書類（事業報告書、財産目録等）	中小企業協同組合法第105条の2	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	46	一時役員の職務を行うべき者の選任	投資信託及び投資法人に関する法律第108条2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	47	投資信託委託会社の運用報告書の届出	投資信託及び投資法人に関する法律第14条第3項	e-Gov			
1	48	清算執行人等の就任届出	投資信託及び投資法人に関する法律第152条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	49	財産目録等の謄本の受理	投資信託及び投資法人に関する法律第155条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	50	親法人の投資主による子法人の創立総会議事録の閲覧の許可	投資信託及び投資法人に関する法律第73条第4項（会社法第81条第4項）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	51	投資主の投資主総会招集の許可	投資信託及び投資法人に関する法律第90条第3項（会社法第297条第4項準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	52	検査役の選任の申請	投資信託及び投資法人に関する法律第94条 (会社法第306条第1項準用)	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする (過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である)。	可能な限り早期	書面
1	53	検査役の調査の報告	投資信託及び投資法人に関する法律第94条 (会社法第306条第5項準用)	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする (過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である)。	可能な限り早期	書面
1	54	親法人の投資主による子法人の投資主総会議事録の閲覧の許可	投資信託及び投資法人に関する法律第94条 (会社法第318条第5項準用)	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする (過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である)。	可能な限り早期	書面
1	55	確定拠出年金法第89条第1項各号及び第2項の書類の届出	郵政民営化法第100条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする (過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である)。	可能な限り早期	書面
1	56	郵便貯金銀行に係る業務の制限の拡大に係る認可	郵政民営化法第110条第1項第1号、2号、3号、4号、5号、6号(郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令第3条第1項第1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号、9号、10号、11号)	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする (過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である)。	可能な限り早期	書面
1	57	郵便貯金銀行に係る商号を変更したときの届出 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社又は新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社を子会社としようとするときの届出 その子会社が子会社でなくなったときの届出 資本金の額を増加しようとするときの届出 郵政民営化法第8章第3節の規定による認可を受けた事項を実行したときの届出 外国において駐在員事務所を設置しようとするときの届出 業務改善命令・停止命令等、破綻金融機関に対して金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分、取締役の兼職の認可	郵政民営化法第120条第1項第1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号(郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令第12条第1項第1号、2号、3号、4号)、8号(郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令第13条第1項第1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号、9号、10号、11号、12号、13号、14号、15号、16号、17号、18号、19号、20号、21号、22号、23号、24号、25号)	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする (過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である)。	可能な限り早期	書面
1	58	郵便保険会社に係る新種業務の認可	郵政民営化法第138条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする (過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である)。	可能な限り早期	書面
1	59	郵便保険会社に係る運用方法の認可	郵政民営化法第138条第2項(郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令第16条第1項第1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号、9号、10号)	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする (過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である)。	可能な限り早期	書面
1	60	郵便保険会社に係るその他業務の認可	郵政民営化法第138条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする (過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である)。	可能な限り早期	書面
1	61	郵便保険会社に係る子会社保有の認可	郵政民営化法第139条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする (過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である)。	可能な限り早期	書面
1	62	郵便保険会社に係る例外子会社の認可	郵政民営化法第139条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする (過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である)。	可能な限り早期	書面
1	63	郵便保険会社に係る事務所の設置等の届出	郵政民営化法第140条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする (過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である)。	可能な限り早期	書面
1	64	郵便保険会社に係る保険契約の包括移転の認可	郵政民営化法第141条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする (過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である)。	可能な限り早期	書面
1	65	郵便保険会社に係る事業の譲渡等の認可	郵政民営化法第141条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする (過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である)。	可能な限り早期	書面
1	66	郵便保険会社に係る合併の認可	郵政民営化法第141条第5項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする (過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である)。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	67	郵便保険会社に係る会社分割の認可	郵政民営化法第141条第7項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	68	郵便保険会社に係る廃業及び解散の認可	郵政民営化法第142条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	69	郵便保険会社に係る業務報告書等の提出	郵政民営化法第144条第1、2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	70	郵便貯金銀行を子会社とする日本郵政株式会社のその他業務に係る届出	郵政民営化法第64条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	71	郵便貯金銀行を子会社とする日本郵政株式会社の子会社保有に係る届出	郵政民営化法第65条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	72	郵便貯金銀行を子会社とする日本郵政株式会社の基準議決権数を超える議決権の取得・保有に係る届出	郵政民営化法第66条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	73	郵便保険会社を子会社とする日本郵政株式会社のその他業務に係る届出	郵政民営化法第67条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	74	郵便保険会社を子会社とする日本郵政株式会社の子会社保有に係る届出	郵政民営化法第68条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	75	確定拠出年金法第89条第1項各号及び第2項の書類の届出	郵政民営化法第89条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	76	郵便貯金銀行に係る銀行業の免許付与の条件に係る承認	郵政民営化法第98条第2項第1号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	77	振替機関の代表者の変更等に係る届出	一般振替機関に関する監督命令第37条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	78	振替業の結了の届出	一般振替機関の監督に関する命令第35条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	79	事業概要報告書の提出	加入者保護信託に関する命令第15条 ＜社債、株式等の振替に関する法律＞	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	80	信託の変更に係る書類の提出	加入者保護信託に関する命令第17条 ＜社債、株式等の振替に関する法律＞	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	81	信託の変更の許可の申請	加入者保護信託に関する命令第18条 ＜社債、株式等の振替に関する法律＞	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	82	受託者の辞任の許可	加入者保護信託に関する命令第19条 ＜社債、株式等の振替に関する法律＞	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	83	受託者の解任の申請	加入者保護信託に関する命令第21条 ＜社債、株式等の振替に関する法律＞	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	84	新たな受託者の選任の申請	加入者保護信託に関する命令第22条 ＜社債、株式等の振替に関する法律＞	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	85	商号等の変更の届出	加入者保護信託に関する命令第33条 ＜社債、株式等の振替に関する法律＞	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	86	加入者保護信託の清算の結了の報告等	加入者保護信託に関する命令第35条 ＜社債、株式等の振替に関する法律＞	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	87	財産移転の報告	加入者保護信託に関する命令第7条 ＜社債、株式等の振替に関する法律＞	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	88	特例旧特定目的会社の事業報告書の提出	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律230条第7項、資産の流動化に関する法律第216条	e-Gov			
1	89	特例旧特定目的会社の商号、名称及び住所等の変更の届出	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第230条第17項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	90	特例旧特定目的会社の資産流動化計画の変更承認申請	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第230条第19項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	91	特例旧特定目的会社の資産流動化計画の変更の届出	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第230条第21項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	92	特例旧特定目的会社の変更後の資産流動化実施計画の提出	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第230条第22項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	93	特例旧特定目的会社の廃業の届出	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第230条第29項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	94	特例旧特定目的会社の業務の終了の届出	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第234条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	95	プロ向け証券の無届一般勧誘による違反譲渡の通知	企業内容等の開示に関する内閣府令第2条の3、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第1条の4、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第4条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	96	盗難キャッシュカードによる犯罪発生報告等	信用金庫法第89条第1項（銀行法第24条第1項）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	97	障害発生報告書	協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項（銀行法第24条第1項）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	98	ディスクロージャー誌の提出	協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項（銀行法第24条第1項）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	99	決算関係書類の提出	銀行法第24条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	100	資料の提出	銀行法第24条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	101	有価証券の保有に関する報告	協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項（銀行法第24条第1項）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	102	業務改善計画の提出	協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項（銀行法第26条第1項）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	103	業務報告書の提出の延期の承認	協同組合による金融事業に関する法律施行規則第68条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	104	縦覧書類の縦覧開始期限の延長承認	協同組合による金融事業に関する法律施行規則第71条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	105	事務所の設置場所の特殊事情等による休日の承認	協同組合による金融事業に関する法律施行令第4条第2項第2号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	106	内国為替取引の認可 信用組合連合会の員外預金の受入れ又は員外貸出の認可	協同組合による金融事業に関する法律第3条第1項第1号、第2号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	107	業務の種類又は方法の変更の認可	協同組合による金融事業に関する法律第3条第1項第3号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	108	認可対象会社を子会社としようとする場合の認可	協同組合による金融事業に関する法律第4条の2第3項、第4条の4第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	109	子会社となった認可対象会社を引き続き子会社とする場合の認可	協同組合による金融事業に関する法律第4条の2第4項、第4条の4第5項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	110	認可済子会社を別の子会社対象会社としようとする場合の認可	協同組合による金融事業に関する法律第4条の2第5項、第4条の4第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	111	信用組合等又はその子会社が合算して基準議決権数を超過して1年以上、議決権を取得又は保有する場合の承認	協同組合による金融事業に関する法律第4条の3第2項、第4条の5第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	112	役員等の兼職等の認可	協同組合による金融事業に関する法律第5条の2	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	113	子会社との間の取引等規制の特例の承認	協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項 （銀行法第13条の2但し書準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	114	大口信用供与規制の特例の承認	協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項 （銀行法第13条第1項但し書）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	115	連結ベースの大口信用供与規制の特例承認	協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項 （銀行法第13条第2項準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	116	事務所又は代理店の臨時休業の届出 事務所又は代理店の業務再開の届出	協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項 （銀行法第16条第1項前段準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	117	業務報告書の提出	協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項 （銀行法第19条第1項準用）	e-Gov			
1	118	経営実態報告	協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項 （銀行法第24条第1項）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	119	信用組合及び信用組合連合会の決算速報の提出	協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項 （銀行法第24条第1項）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	120	地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム （平成17～18年度）関係報告	協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項 （銀行法第24条第1項）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	121	信用組合及び信用組合連合会の連結決算速報の提出	協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項 （銀行法第24条第1項）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	122	解散の認可	協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項 （銀行法第37条第1項第3号準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	123	認可事項の実行の届出	協同組合による金融事業に関する法律第7条の2	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	124	業務の種類又は方法の変更等の届出	協同組合による金融事業に関する法律第7条の2（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第111条第1項各号（2、3、4、20、21号を除く））	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	125	銀行法第21条第1項又は第2項の規定により作成した書面について縦覧を開始した場合の届出	協同組合による金融事業に関する法律第7条の2（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第111条第1項第20号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	126	協同組合による金融事業に関する法律第5条の7第1項の規定により作成する書面を通常総会に提出した場合の届出	協同組合による金融事業に関する法律第7条の2（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第111条第1項第21号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	127	会計監査人の就任又は退任の届出	協同組合による金融事業に関する法律第7条の2（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第111条第1項第3号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	128	常勤の監事就任又は退任の届出	協同組合による金融事業に関する法律第7条の2（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第111条第1項第4号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	129	参事の就任又は退任の届出	協同組合による金融事業に関する法律第7条の2（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第111条第1項第2号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	130	認可の効力の延長の承認	協同組合による金融事業に関する法律第7条の4但し書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	131	自己優先出資の消却の認可（信用組合、信用組合連合会） 自己優先出資の消却の認可（信用金庫、信用金庫連合会）	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第15条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	132	優先出資の分割の認可（信用組合、信用組合連合会） 優先出資の分割の認可（信用金庫、信用金庫連合会）	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第16条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	133	優先出資者の申し出（信用組合、信用組合連合会） 優先出資者の申し出（信用金庫、信用金庫連合会）	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第19条第9項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	134	優先出資者による優先出資者総会招集の認可（信用組合、信用組合連合会） 優先出資者による優先出資者総会招集の認可（信用金庫、信用金庫連合会）	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第35条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	135	資本準備金の資本組入れの認可（信用組合、信用組合連合会） 資本準備金の資本金計上の認可（信用金庫、信用金庫連合会）	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第42条第4項ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	136	認可事項の実行の届出（信用金庫、信用金庫連合会） 認可事項の実行の届出（信用組合、信用組合連合会）	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第47条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	137	募集優先出資の発行の認可（信用組合、信用組合連合会） 募集優先出資の発行の認可（信用金庫、信用金庫連合会）	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第6条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	138	優先出資の割当てを受ける権利の付与の認可（信用組合、信用組合連合会） 優先出資の割当てを受ける権利の付与の認可（信用金庫、信用金庫連合会）	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第8条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	139	業務補助等報告書の提出	業務補助等に関する規則第4条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	140	認可金融商品取引業協会の設立の認可	金融商品取引法第67条の2第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	141	金融機関の合併の認可 金融機関の転換の認可	金融機関の合併及び転換に関する法律第5条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	142	認可事項実行の届出	金融機関の合併及び転換に関する法律第68条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	143	認可効力の延長の承認	金融機関の合併及び転換に関する法律第68条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	144	業務の継続の特例承認	金融機関の合併及び転換に関する法律第6条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	145	特定社債の発行の認可	金融機関の合併及び転換に関する法律第8条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	146	特定社債発行の届出	金融機関の合併及び転換に関する法律第8条第2項により準用する長期信用銀行法第10条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	147	信託業務報告書又は中間信託業務報告書の提出延期承認	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第38条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	148	信託業務に関する訴訟若しくは調停の当事者となったとき又は当該訴訟若しくは調停が終了したときの届出 自己を所属信託兼営金融機関とする信託契約代理店が訴訟若しくは調停の当事者となったことを知ったとき又は当該訴訟若しくは調停が終了したことを知ったときの届出 金融機関又は代理店において不祥事件が発生したことを知った場合の届出	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第39条第1項第1号、第2号、第3号	e-Gov			
1	149	代理店の設置若しくは廃止又は当該代理店において行う業務の内容を変更しようとするときの届出	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第39条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	150	営業保証金供託届出	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第5条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	151	供託物差替えの届出	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第5条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	152	営業保証金供託保証契約変更承認申請又は営業保証金供託保証解除承認申請	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第6条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	153	営業保証金供託保証契約変更届出又は営業保証金供託保証契約解除届出	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第6条第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	154	認可の取消し等の場合の営業保証金の取戻しの承認	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第7条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	155	供託すべき金額を超えることとなった場合の営業保証金の取戻しの承認	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第7条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	156	認可の失効に係る承認申請	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第11条第4号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	157	兼営の認可申請	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	158	業務の種類又は方法を変更するときの認可申請	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第3条	e-Gov			
1	159	定型的信託契約約款の変更の認可申請	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第5条第1項	e-Gov			
1	160	信託業務報告書及び中間信託業務報告書の提出	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第7条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	161	業務開始の届出	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第8条第1項第1号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	162	信託業務の全部若しくは一部を営む営業所もしくは事務所の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該営業所若しくは事務所において行う信託業務の内容の変更をしようとするときの届出	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第8条第2項第1号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	163	経営強化計画の履行状況の報告	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第10条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	164	経営強化計画の実施期間が終了した後の新たな経営強化計画の承認	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第12条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	165	発行金融機関等が株式交換又は株式移転を行おうとするときの認可	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第13条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	166	発行金融機関等が株式交換等を行ったときは、当該発行金融機関等は、その実施している経営強化計画に代わる経営強化計画の提出	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第13条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	167	対象金融機関等でない発行金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等が合併等を行った場合において、第14条第9項第1号に規定する他の銀行持株会社等があるときは、対象金融機関等でない発行金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等に係る対象子会社等は、その実施している経営強化計画に代わる経営強化計画の提出	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第14条第10項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	168	対象金融機関等が合併、会社分割、会社分割による事業の承継又は事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受けを行おうとするときの認可	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第14条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	169	対象金融機関等が合併等を行った場合において、当該合併等に係る承継金融機関等があるとき、当該承継金融機関から提出される経営強化計画の承認	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第14条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	170	対象金融機関等でない発行金融機関等が合併等を行おうとするときの認可	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第14条第8項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	171	株式等の引受け等を行うかどうかの決定の求め（預金保険機構及び金融組織再編成を行う金融機関等）	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第15条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	172	株式の引受けを行うかどうかの決定の求め（預金保険機構及び金融組織再編成を行う金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等）	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第15条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	173	金融組織再編成に係る経営強化計画の提出	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第16条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	174	金融組織再編成の当事者である銀行持株会社等又は金融組織再編成の当事者である金融機関等であって、当該金融組織再編成により完全親会社となる銀行持株会社等の自己資本の充実のために法第15条第1項の申込みをするものは、経営強化計画を提出	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第16条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	175	金融組織再編成が株式移転であるとき、当該金融組織再編成により完全親会社となった銀行持株会社等は、当該持株会社等に係る部分を記載した経営強化計画の提出	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第17条第6項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	176	金融組織再編成が事業の一部を承継させる新設分割であるとき、当該金融組織再編成により新たに設立された金融機関等は、当該新たに設立された金融機関等に係る部分を記載した経営強化計画の提出	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第17条第7項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	177	金融組織再編成に係る経営強化計画の変更の承認	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第19条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	178	金融組織再編成に係る経営強化計画の履行状況の報告	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第20条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	179	基本計画提出金融機関等である計画提出金融機関等から提出される、経営強化計画の実施期間が終了した後の新たな経営強化計画の承認	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第22条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	180	基本計画提出金融機関等でない計画提出金融機関等から提出される、経営強化計画の実施期間が終了した後の新たな経営計画の提出	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第22条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	181	発行組織再編成金融機関等が株式交換又は株式移転を行うおとすときの認可	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第23条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	182	発行組織再編成金融機関等が株式交換等を行ったときは、当該発行組織再編成金融機関等又はその子会社である計画提出金融機関等は、実施している旧経営強化計画に代わる経営強化計画の提出	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第23条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	183	発行組織再編成金融機関等が株式交換等を行ったときは、当該発行組織再編成金融機関等又はその子会社である計画提出金融機関等は、実施している経営計画に代わる経営計画の提出	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第23条第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	184	対象組織再編成金融機関等でない発行組織再編成金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等が合併等を行った場合において、法第24条第8項第1号に規定する他の銀行持株会社等があるとき、当該発行組織再編成金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等に係る対象組織再編成子会社等は、実施している経営計画に代わる経営計画の提出	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第24条第10項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	185	対象組織再編成金融機関等が合併等を行うおとすときの認可	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第24条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	186	対象組織再編成金融機関等が合併等を行った場合において、当該合併等に係る承継組織再編成金融機関等があるとき、当該承継組織再編成金融機関等から提出される経営強化計画の承認	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第24条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	187	対象組織再編成金融機関等が合併等を行った場合において、当該合併等に係る承継組織再編成金融機関等があるとき、当該承継組織再編成金融機関等は経営計画の提出	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第24条第5項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	188	対象組織再編成金融機関等でない発行組織再編成金融機関等が合併等を行おうとするときの認可	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第24条第7項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	189	対象組織再編成金融機関等でない発行組織再編成金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等が合併等を行った場合において、法第24条第8項第1号に規定する他の銀行持株会社等があるとき、当該発行組織再編成金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等に係る対象組織再編成子会社等は、実施している旧経営強化計画に代わる経営強化計画の提出	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第24条第9項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	190	信託受益権等の買取りを行うかどうかの決定の求め	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第26条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	191	経営強化計画の提出	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第26条、第27条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	192	経営強化指導計画の提出	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第26条、第27条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	193	経営強化計画の変更の承認	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第30条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	194	経営強化指導計画の変更の承認	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第30条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	195	経営強化計画又は経営強化指導計画の履行状況の報告（法第33条第5項により準用する場合を含む）	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第31条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	196	経営強化計画の実施期間が終了した後の新たな経営強化計画の承認（法第25条第1項の規定により同条第2項第1号若しくは第2号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したもの又は同条第1項の規定により提出された経営計画に係る特定組織再編成により新たに設立されたものに限る）	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第33条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	197	経営強化計画の実施期間が終了した後に新たな経営強化計画を提出する場合の経営強化指導計画の提出	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第33条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	198	経営強化計画の実施期間が終了した後の新たな経営強化計画の提出（法第25条第1項の規定により同条第3項に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したものに限る）	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第33条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	199	対象金融機関等が合併又は営業若しくは事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受けを行おうとするときの認可	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	200	対象金融機関等が合併等を行った場合において、当該合併等に係る承継金融機関があるとき、当該承継金融機関からの経営強化計画の提出	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	201	承継金融機関が法第34条第3項の規定により経営強化計画を提出する場合の経営強化指導計画の提出	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	202	対象金融機関等が合併等を行った場合において、当該合併等に係る承継金融機関があるとき、当該承継金融機関からの経営強化計画の提出（経営強化計画の実施期間が終了した後新たな経営強化計画を提出している場合）	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条第5項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	203	承継金融機関が法第34条第5項の規定により経営強化計画を提出する場合の経営強化指導計画の提出	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条第6項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	204	株式等の引受け等を行うかどうかの決定の求め（預金保険機構及び金融機関等）	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第3条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	205	株式の引受けを行うかどうかの決定の求め（預金保険機構及び銀行持株会社等）	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第3条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	206	経営強化計画の提出	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第26条、第27条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	207	経営強化計画の変更の承認	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第30条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	208	貸付資金の受入れのための社債の発行等の実績報告書の提出	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律第10条	e-Gov			
1	209	特定金融会社等の登録	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律第4条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	210	特定金融会社等の変更の届出	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律第7条第1項	e-Gov			
1	211	特定金融会社等の廃止の届出	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律第8条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	212	金融機関からの資産査定等報告書の提出	金融再生法第6条	e-Gov			
1	213	金融商品取引業者の投資運用業に関する自己取引等の承認	金融商品取引業等に関する内閣府令第128条第3号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	214	金融商品取引業者の投資運用業に関する運用財産相互間取引の承認	金融商品取引業等に関する内閣府令第129条第1項第3号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	215	金融商品取引業者による供託所に営業保証金の供託の保管替えを請求する届出	金融商品取引業者営業保証金規則第16条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	216	金融商品取引業者による営業保証金の保管替え手続終了の届出書の提出	金融商品取引業者営業保証金規則第16条第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	217	投資者保護基金の業務の一部の委託の認可	金融商品取引業者法第79条の50第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	218	金融商品取引業者等の事故の確認を要しない場合の報告	金融商品取引業等に関する内閣府令第119条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	219	第1種金融商品取引業を行う金融商品取引業者の長期劣後債務の期限前弁済又は期限前償還の承認	金融商品取引業等に関する内閣府令第176条第2項第3号	e-Gov			
1	220	第1種金融商品取引業を行う金融商品取引業者の短期劣後債務の期限前弁済又は期限前償還の承認	金融商品取引業等に関する内閣府令第176条第3項第3号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	221	金融商品取引業者の供託物の差替え届出	金融商品取引業等に関する内閣府令第25条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	222	金融商品取引業者の営業保証金に代わる契約の解除又は内容の変更の承認	金融商品取引業等に関する内閣府令第27条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	223	金融商品取引業者の営業保証金に代わる契約の変更をしたときの届出 金融商品取引業者の営業保証金に代わる契約の解除をしたときの届出	金融商品取引業等に関する内閣府令第27条第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	224	金融商品取引所の関係会社に関する報告	金融商品取引所等に関する内閣府令第112条第5項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	225	総会又は株主総会承認書類の提出	金融商品取引所等に関する内閣府令第112条第1項及び第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	226	理事会又は取締役会承認書類の提出	金融商品取引所等に関する内閣府令第112条第4項	e-Gov			
1	227	月次及び年次提出書類の提出	金融商品取引所等に関する内閣府令第112条第6項	e-Gov			
1	228	電子情報処理組織の異常発生に関する報告	金融商品取引所等に関する内閣府令第112条第7項	e-Gov			
1	229	会員等の処分に関する報告書等の提出	金融商品取引所等に関する内閣府令第112条第8項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	230	金融商品取引清算機関の規則の作成、廃止、変更の届出	金融商品取引清算機関等に関する内閣府令第47条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	231	株式会社金融商品取引所の自社株等の上場への承認申請	金融商品取引法第122条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	232	株式会社金融商品取引所の自社株等の自市場への上場の承認申請	金融商品取引法第124条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	233	営業保証金に係る権利の申立て	金融商品取引法施行令第15条の14第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	234	金融商品取引業者の営業保証金の全部の取戻し承認	金融商品取引法施行令第15条の15第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	235	金融商品取引業者の営業保証金の超過額の全部又は一部の取戻し承認	金融商品取引法施行令第15条の15第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	236	安定操作届出書の提出	金融商品取引法施行令第23条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	237	安定操作報告書の提出	金融商品取引法施行令第25条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	238	金融商品取引所の組織変更の認可申請	金融商品取引法第101条の17第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	239	株式会社金融商品取引所の特定保有者の届出	金融商品取引法第103条の2第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	240	株式会社金融商品取引所の対象議決権保有者（5/100超の議決権）の届出	金融商品取引法第103条の3第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	241	株式会社金融商品取引所の資本の額の減少の認可申請	金融商品取引法第105条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	242	株式会社金融商品取引所の資本の額の増加の届出	金融商品取引法第105条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	243	株式会社金融商品取引所持株式会社設立の認可	金融商品取引法第106条の10第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	244	特定持株会社の届出 株式会社金融商品取引所を子会社とする会社でなくなった場合の届出	金融商品取引法第106条の10第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	245	金融商品取引所持株会社の特定保有者の届出	金融商品取引法第106条の14第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	246	金融商品取引所持株会社の対象議決権保有者（50/100超の議決権）の届出	金融商品取引法第106条の15	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	247	金融商品取引所持株会社の主要株主の認可	金融商品取引法第106条の17第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	248	金融商品取引所持株会社の特定保有団体等（50/100超の議決権）の届出	金融商品取引法第106条の17第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	249	金融商品取引所持株会社の主要株主基準値未滿の対象議決権保有者の届出	金融商品取引法第106条の17第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	250	金融商品取引所持株会社の主要株主の認可失効の届出	金融商品取引法第106条の22第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	251	金融商品取引所持株会社の子会社設立の認可	金融商品取引法第106条の24	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	252	株式会社金融商品取引所の主要株主の認可	金融商品取引法第106条の3第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	253	株式会社金融商品取引所の特定保有団体等（50/100超の議決権）の届出	金融商品取引法第106条の3第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	254	株式会社金融商品取引所の主要株主基準値未滿の対象議決権保有者の届出	金融商品取引法第106条の3第5項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	255	株式会社金融商品取引所の主要株主の認可失効の届出	金融商品取引法第106条の8第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	256	金融商品取引所持株会社の認可失効の届出	金融商品取引法第107条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	257	臨時の立会開閉、立会停止、立会停止解除の届出	金融商品取引法第120条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	258	有価証券等の上場についての届出	金融商品取引法第121条	e-Gov			
1	259	有価証券等の上場廃止についての届出	金融商品取引法第126条第1項	e-Gov			
1	260	株式会社金融商品取引所の自社株等の自市場での上場廃止の承認申請	金融商品取引法第126条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	261	上場金融商品等の売買の停止及び停止の解除の届出	金融商品取引法第128条	e-Gov			
1	262	取引所金融商品市場における相場等の報告	金融商品取引法第131条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	263	取引所金融商品市場の開設の免許を受けた日から6月以内に市場を開設しないことにかかる承認申請	金融商品取引法第134条第1項第5号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	264	金融商品取引所の免許失効の届出	金融商品取引法第134条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	265	金融商品取引所の解散についての総会決議の効力発生にかかる認可申請	金融商品取引法第135条第1項第1号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	266	金融商品取引所が解散したときの届出	金融商品取引法第135条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	267	金融商品取引所の合併の認可申請	金融商品取引法第140条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	268	金融商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則の変更認可申請	金融商品取引法第149条第1項	e-Gov			
1	269	金融商品取引所の規則の作成、変更及び廃止の届出	金融商品取引法第149条第2項後段	e-Gov			
1	270	金融商品取引所の事務所等所在地、役員・会員等の変更届出	金融商品取引法第149条第2項前段	e-Gov			
1	271	外国金融商品取引所の業務の内容及び方法等の変更届出	金融商品取引法第155条の7	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	272	外国金融商品取引所の認可失効の届出	金融商品取引法第155条の8第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	273	外国金融商品市場の開設の認可申請	金融商品取引法第155条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	274	金融商品取引清算機関の定款又は業務方法書の変更認可申請	金融商品取引法第156条の12	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	275	金融商品取引清算機関の資本の額等の変更の届出	金融商品取引法第156条の13	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	276	金融商品取引清算機関の金融商品債務引受業の廃止又は解散の決議の認可申請	金融商品取引法第156条の18	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	277	金融商品取引所の金融商品債務引受業等の兼業承認申請	金融商品取引法第156条の19	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	278	証券金融会社の免許	金融商品取引法第156条の24第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	279	証券金融会社の兼業の届出	金融商品取引法第156条の27第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	280	証券金融会社のその他兼業業務の承認	金融商品取引法第156条の27第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	281	証券金融会社の業務の内容又は方法の変更の認可 証券金融会社の資本の額の減少の認可	金融商品取引法第156条の28第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	282	証券金融会社の貸付け条件の変更届出 証券金融会社の資本の額の増加の届出 証券金融会社の商号の変更届出	金融商品取引法第156条の28第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	283	証券金融会社の本店、支店その他の営業所の名称及び所在の場所の変更届出 証券金融会社の役員の変更届出 証券金融会社の兼業業務の廃止の届出	金融商品取引法第156条の28第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	284	金融商品債務引受業の免許申請	金融商品取引法第156条の3	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	285	証券金融会社の事業報告書の提出	金融商品取引法第156条の35	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	286	証券金融会社の業務の廃止又は解散の決議の認可 証券金融会社を当事者とする合併、分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受けの認可	金融商品取引法第156条の36	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	287	金融商品取引清算機関の兼業の承認申請	金融商品取引法第156条の6第2項ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	288	金融商品取引清算機関の兼業業務の廃止の届出	金融商品取引法第156条の6第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	289	役員又は主要株主の売買報告書の提出	金融商品取引法第163条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	290	金融商品取引清算機関の貸借対照表等の提出	金融商品取引法第188条（金融商品取引清算機関等に関する内閣府令第48条第1項、第2項）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	291	金融商品取引清算機関の事故の報告	金融商品取引法第188条（金融商品取引清算機関等に関する内閣府令第48条第4項）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	292	金融商品取引清算機関の事故の詳細の提出	金融商品取引法第188条（金融商品取引清算機関等に関する内閣府令第48条第5項）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	293	参考人等からの旅費その他の費用の請求	金融商品取引法第191条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	294	監査証明を要しない旨の承認申請書の提出	金融商品取引法第193条の2第1項ただし書き、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第1条の3	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	295	監査概要書等の提出	金融商品取引法第193条の2第6項、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第5条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	296	有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出	金融商品取引法第24条第1項、金融商品取引法施行令第4条第1項他	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	297	株主名簿の写し等の書類の提出	金融商品取引法第24条第1項、金融商品取引法施行令第4条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	298	ディスク提出承認申請書の提出及び承認	金融商品取引法第27条の30の4第1項、第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	299	電子開示手続適用除外承認申請書の提出及び承認	金融商品取引法第27条の30の5第1項、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第6条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	300	金融商品取引業の登録の申請	金融商品取引法第29条の2第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	301	金融商品取引業者の私設取引システム運営業務の認可	金融商品取引法第30条第1項、第30条の4	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	302	金融商品取引業者の営業保証金の供託に代わる契約締結の届出	金融商品取引法第31条の2第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	303	金融商品取引業者の営業保証金の供託（不足額の追加供託をする場合を含む）を行なった旨の届出	金融商品取引法第31条の2第5項、第8項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	304	金融商品取引業者の取締役又は執行役の兼職等の届出	金融商品取引法第31条の4第4項、金融商品取引業等に関する内閣府令第31条	e-Gov			
1	305	金融商品取引業者の加入する投資者保護基金又は金融商品取引業協会若しくは金融商品取引所の変更届出 金融商品取引業者の商号、名称又は氏名の変更届出 金融商品取引業者の資本金の額又は出資の総額の変更届出 金融商品取引業者の役員又は政令で定める使用人の変更届出 金融商品取引業者の本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地の変更届出	金融商品取引法第31条第1項、金融商品取引業等に関する内閣府令第20条第1項	e-Gov			
1	306	金融商品取引業者の業務の内容又は方法の変更届出	金融商品取引法第31条第3項、金融商品取引業等に関する内閣府令第21条	e-Gov			

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	307	金融商品取引業者の変更登録申請	金融商品取引法第31条第4項、金融商品取引業等に関する内閣府令第22条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	308	金融商品取引業者の認可業務に係る損失の危険の管理方法等の変更認可	金融商品取引法第31条第6項、金融商品取引業等に関する内閣府令第23条・24条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	309	主要株主の届出（金融商品取引業者の主要株主）	金融商品取引法第32条、金融商品取引業等に関する内閣府令第36条・第37条・第38条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	310	主要株主でなくなった旨の届出（金融商品取引業者の主要株主）	金融商品取引法第32条の3	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	311	主要株主の届出（金融商品取引業者を子会社とする持株会社の株主又は出資者）	金融商品取引法第32条の4（同法第32条～32条の3準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	312	主要株主でなくなった旨の届出（金融商品取引業者を子会社とする持株会社の株主又は出資者）	金融商品取引法第32条の4（同法第32条の3準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	313	金融機関の登録金融機関業務の登録	金融商品取引法第33条の2第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	314	登録金融機関が金融商品取引業者との間で金融商品仲介業務に係る委託契約を締結した時の届出	金融商品取引法第33条の6（第1項、第3項）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	315	登録金融機関の商号の変更届出 登録金融機関の資本金の額、基金の総額又は出資の総額の変更届出 登録金融機関の役員の変更届出 登録金融機関の登録金融機関業務を営む営業所及び事務所の設置届出 登録金融機関の本店その他の営業所等の位置の変更届出 登録金融機関の営業所等の名称の変更届出 登録金融機関の営業所の廃止届出 登録金融機関が金融商品取引業協会に加入したとき又は金融商品取引所から取引資格を与えられたときの届出 登録金融機関の加入する金融商品取引業協会又は取引資格を与えられた金融商品取引所の変更届出 登録金融機関	金融商品取引法第33条の6第1項	e-Gov			
1	316	登録金融機関の登録金融機関業務の内容又は方法の変更届出 登録金融機関の登録金融機関業務の損失の危険の管理方法の変更届出 登録金融機関の登録金融機関業務の業務分掌の方法の変更届出 登録金融機関の分別保管の方法の変更届出	金融商品取引法第33条の6第3項	e-Gov			
1	317	金融商品取引業者の兼業業務（金融商品取引法第35条第2項に掲げる業務）の届出	金融商品取引法第35条第3項、金融商品取引業等に関する内閣府令第69条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	318	金融商品取引業者のその他業務の承認	金融商品取引法第35条第4項、金融商品取引業等に関する内閣府令第70条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	319	金融商品取引業者の届出業務又は承認業務の廃止の届出	金融商品取引法第35条第6項、金融商品取引業等に関する内閣府令第69条	e-Gov			

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	320	登録金融機関の事故確認不要の場合の報告	金融商品取引法第39条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	321	登録金融機関の違法又は不当な行為による事故の確認	金融商品取引法第39条第3項ただし書、第5項	e-Gov			
1	322	金融商品取引業者等の違法又は不当な行為による事故の確認	金融商品取引法第39条第3項ただし書・第5項、金融商品取引業等に関する内閣府令第119条・第120条・第121条・第122条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	323	金融商品取引業者の弊害防止措置の適用除外の承認	金融商品取引法第44条の3第1項ただし書、金融商品取引業等に関する内閣府令第151条・第152条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	324	金融商品取引業者の事業報告書の提出	金融商品取引法第46条の3第1項・第47条の2、金融商品取引業等に関する内閣府令第172条・第182条	e-Gov			
1	325	金融商品取引業者の業務又は財産の状況に関する報告書の提出	金融商品取引法第46条の3第2項、金融商品取引業等に関する内閣府令第173条	e-Gov			
1	326	金融商品取引業者の金融商品取引責任準備金の目的外使用の承認	金融商品取引法第46条の5第2項、金融商品取引業等に関する内閣府令第175条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	327	金融商品取引業者の自己資本規制比率の届出	金融商品取引法第46条の6第1項、金融商品取引業等に関する内閣府令第179条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	328	登録金融機関の事業報告書の提出	金融商品取引法第48条の2第1項	e-Gov			
1	329	登録金融機関の業務又は財産の状況に関する報告書の提出	金融商品取引法第48条の2第2項	e-Gov			
1	330	関係会社に関する報告	金融商品取引法第48条の2第2項	e-Gov			
1	331	登録金融機関の金融商品取引責任準備金の目的外使用の承認	金融商品取引法第48条の3第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	332	金融商品取引業者（第1種業を行う外国法人に限る。）の行う業務の全部に関し作成した貸借対照表、損益計算書その他財務計算に関する書類及び当該事業年度における業務の概要を記載した書面の提出	金融商品取引法第49条の3第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	333	金融商品取引業者（第1種金融商品取引業を行う外国法人に限る）の損失準備金の使用承認	金融商品取引法第49条の4第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	334	金融商品取引業等を廃止したときの届出 金融商品取引業者等である法人が合併により消滅したときの届出 金融商品取引業者等である法人が破産手続開始の決定により解散したときの届出 金融商品取引業者等である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したときの届出 金融商品取引業者等である法人が分割により事業の全部又は一部を承継させたときの届出 金融商品取引業者等が事業の全部又は一部を譲渡したときの届出	金融商品取引法第50条の2第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	335	登録金融機関が登録金融機関業務を廃止したときの届出 登録金融機関が合併により消滅したときの届出 登録金融機関が破産手続開始の決定により解散したときの届出 登録金融機関が合併及び破産以外の理由により解散したときの届出 登録金融機関が分割により事業の全部又は一部を承継させたときの届出 登録金融機関が事業の全部又は一部を譲渡したときの届出	金融商品取引法第50条の2第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	336	金融商品取引業者である個人が死亡したときの届出	金融商品取引法第50条の2第1項第1号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	337	金融商品取引業者等が金融商品取引業等（投資助言・代理業を除く）を廃止し、合併（当該金融商品取引業等が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、分割による事業の全部若しくは一部の承継をさせ、又は事業の全部若しくは一部の譲渡をしようとするときの公告をした旨の届出	金融商品取引法第50条の2第7項	e-Gov			
1	338	登録金融機関が登録金融機関業務に関する営業を休止し、又は再開したときの届出 登録金融機関が破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行ったときの届出 登録金融機関が金融商品取引法第33条の5第1項第1号（金融商品取引法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合の届出 登録金融機関が金融商品取引法第33条の5第1項第2号に該当することとなった場合の届出 登録金融機関が破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知った場合の届出	金融商品取引法第50条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	339	登録金融機関が自己を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者が訴訟若しくは調停（金融商品仲介業に係るものに限る。）の当事者となったことを知った場合又は当該訴訟若しくは調停が終了したことを知った場合の届出 登録金融機関の親法人等若しくは子法人等の変更届出 登録金融機関が金融商品仲介業者に金融商品取引法第2条第11項各号に掲げる行為に係る業務の委託を行った場合の届出 登録金融機関が金融商品仲介業者に金融商品取引法第2条第11項各号に掲げる行為に係る業務の委託を行わなくなった場合の届出	金融商品取引法第50条第1項	e-Gov			

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	340	金融商品取引業者である法人が、他の法人と合併したとき（当該金融商品取引業者である法人が合併により消滅したときを除く。）の届出 金融商品取引業者である法人が、分割により他の法人の事業（金融商品取引業等に係るものに限る。）の全部若しくは一部を承継したときの届出 金融商品取引業者である法人が、他の法人から事業（金融商品取引業等に係るものに限る。）の全部若しくは一部を譲り受けたときの届出 金融商品取引業者が銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が行う業務と同種類の業務を行う法人、金融商品取引業者（法人である場合に限る。）、金融商品取引業を行う外国の法人その他内閣府令で定める法人について、その総株主等の議決権の過半数を取得し、又は保有したときの届出	金融商品取引法第50条第1項、1項第1号、2号、5号、6号、8号、金融商品取引業等に関する内閣府令第199条、第199条第1号、2号、3号、6号、7号、8号、9号、11号イ、ロ、12号イ	e-Gov			
1	341	金融商品取引業者が自己を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者が訴訟若しくは調停（金融商品仲介業に係るものに限る。）の当事者となったことを知った場合又は当該訴訟若しくは調停が終了したことを知った場合の届出	金融商品取引法第50条第1項、金融商品取引業等に関する内閣府令第199条	e-Gov			
1	342	金融商品取引業者が金融商品仲介業者に金融商品取引法第2条第11項各号に掲げる行為に係る業務の委託を行った場合の届出 金融商品取引業者が金融商品仲介業者に金融商品取引法第2条第11項各号に掲げる行為に係る業務の委託を行わなくなった場合の届出	金融商品取引法第50条第1項、金融商品取引業等に関する内閣府令第199条	e-Gov			
1	343	金融商品取引法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けた場合（第金融商品取引法第29条の4第1項第1号イに該当する場合を除く。）の届出	金融商品取引法第50条第1項第8号及び金融商品取引業等に関する内閣府令第199条第10号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24、H23、H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	344	（中間）決算状況表	金融商品取引法第56条の2	e-Gov			
1	345	協会員以外等の金融商品取引業者等（金融商品取引業者にあつては、第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る）の社内規則の作成又は変更の承認	金融商品取引法第56条の4第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24、H23、H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	346	協会員以外等の登録金融機関の社内規則の作成又は変更の承認	金融商品取引法第56条の4第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24、H23、H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	347	協会員以外等の金融商品取引業者等（金融商品取引業者にあつては、第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る）の社内規則の変更又は廃止の承認	金融商品取引法第56条の4第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24、H23、H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	348	協会員以外等の登録金融機関の社内規則の変更又は廃止の承認	金融商品取引法第56条の4第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24、H23、H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	349	引受業務の一部の許可	金融商品取引法第59条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24、H23、H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	350	取引所取引許可業者が解散したとき、又は取引所取引業務を廃止したときの届出	金融商品取引法第60条の7	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24、H23、H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	351	取引所取引業務の許可	金融商品取引法第60条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24、H23、H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	352	情報収集のための施設を設置しようとするときの届出	金融商品取引法第62条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24、H23、H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	353	外国で投資助言業務若しくは投資運用業を行う者の駐在員事務所等の設置の届出	金融商品取引法第62条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	354	情報収集のための施設若しくは業務を廃止したときの届出 情報収集のための施設の設置届出により届け出た事項を変更したときの届出	金融商品取引法第62条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	355	外国で投資助言業務若しくは投資運用業を行う者の駐在員事務所等の施設若しくは業務の廃止又は変更の届出	金融商品取引法第62条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	356	金融商品取引業者等の外務員の登録事項の変更等の届出（登録を受けている外務員について、金融商品取引法第64条第3項第3号イ又はロに掲げる事項に変更があったとき） 金融商品取引業者等の外務員の登録事項の変更等の届出（登録を受けている外務員について、金融商品取引法第29条の4第1項第2号イからトまでのいずれかに該当することとなったとき） 金融商品取引業者等の外務員の登録事項の変更等の届出（登録を受けている外務員について、退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなったとき）	金融商品取引法第64条の4第1号、2号、3号	e-Gov			
1	357	外務員の登録事務を行う協会（認可金融商品取引業協会又は第78条第2項に規程する認定法人金融商品取引業協会をいう。）の定款の認可	金融商品取引法第64条の7第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	358	登録事務を行う協会（認可金融商品取引業協会又は第78条第2項に規程する認定法人金融商品取引業協会をいう。）からの外務員の登録等の届出	金融商品取引法第64条の7第5項	e-Gov			
1	359	登録金融機関の外務員の登録	金融商品取引法第64条第3項	e-Gov			
1	360	金融商品取引業者等の外務員の登録	金融商品取引法第64条第3項	e-Gov			
1	361	金融商品仲介業の登録	金融商品取引法第66条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	362	金融商品仲介業に関する報告書の提出	金融商品取引法第66条の17第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	363	金融商品仲介業の廃業等の届出	金融商品取引法第66条の19第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	364	役員の変更の届出 商号、名称又は氏名の変更の届出 金融商品仲介業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地の変更の届出 所属金融商品取引業者等の変更の届出 他に行っている事業の変更の届出 常務に従事している他の会社の変更の届出 役員が常務に従事している他の会社又は他に行っている事業の変更の届出 損失の補てんを行う所属金融商品取引業者等の変更の届出	金融商品取引法第66条の5第1項	e-Gov			
1	365	業務の内容又は方法の変更の届出 業務分掌の方法の変更の届出	金融商品取引法第66条の5第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	366	店頭売買有価証券市場に係る規則の変更又は廃止の認可申請	金融商品取引法第67条の12後段	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	367	店頭売買有価証券市場開設に係る規則の認可申請	金融商品取引法第67条の12前段	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	368	店頭売買有価証券の登録又は登録取消しの届出	金融商品取引法第67条の13	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	369	店頭売買有価証券の売買の停止又は停止の解除の届出	金融商品取引法第67条の16	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	370	店頭売買有価証券等の売買に関する相場等の報告	金融商品取引法第67条の20	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	371	認可金融商品取引業協会の定款変更認可	金融商品取引法第67条の8第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	372	認可金融商品取引業協会の認可申請書の記載事項の変更届出	金融商品取引法第67条の8第3項前段	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	373	認可金融商品取引業協会の事業概況報告書等の提出	金融商品取引法第76条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	374	認可金融商品取引業協会の解散の認可	金融商品取引法第77条の6第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	375	認可金融商品取引業協会の解散の届出	金融商品取引法第77条の6第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	376	金融商品取引業者が投資者保護基金に加入した場合又は所属基金を変更した場合の届出	金融商品取引法第79条の27第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	377	金融商品取引業者が所属する投資者保護基金を脱退し他の投資者保護基金の会員となる場合の承認	金融商品取引法第79条の28第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	378	投資者保護基金の設立の認可	金融商品取引法第79条の30第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	379	投資者保護基金の設立の登記の届出	金融商品取引法第79条の33第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	380	投資者保護基金の定款変更の認可	金融商品取引法第79条の34第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	381	投資者保護基金の認可申請書の記載事項の変更届出	金融商品取引法第79条の34第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	382	投資者保護基金の監事の意見書提出	金融商品取引法第79条の36第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	383	投資者保護基金の役員の認可	金融商品取引法第79条の37第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	384	投資者保護基金の総会の議決の報告	金融商品取引法第79条の41第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	385	投資者保護基金の運営審議会委員の認可	金融商品取引法第79条の45第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	386	投資者保護基金の業務規程の変更認可	金融商品取引法第79条の51第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	387	投資者保護基金の会員から通知を受けたときの報告	金融商品取引法第79条の53第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	388	投資者保護基金の公告の報告	金融商品取引法第79条の55第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	389	返還資金融資の適格性の認定	金融商品取引法第79条の59第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	390	投資者保護基金の返還資金融資決定の報告	金融商品取引法第79条の59第5項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	391	投資者保護基金の予算及び資金計画の提出	金融商品取引法第79条の69	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	392	投資者保護基金の財務諸表等の承認	金融商品取引法第79条の70第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	393	投資者保護基金の資金の借入の認可	金融商品取引法第79条の72	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	394	投資者保護基金が保有できる有価証券の承認	金融商品取引法第79条の73第1号及び第2号の規定に基づき投資者保護基金が保有できる有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定する件 一ト	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	395	投資者保護基金が預金できる金融機関の承認	金融商品取引法第79条の73第1号及び第2号の規定に基づき投資者保護基金が保有できる有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定する件 二ロ	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	396	投資者保護基金の解散の認可	金融商品取引法第79条の78第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	397	金融商品市場開設の免許申請	金融商品取引法第80条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	398	金融商品取引所の子会社設立の認可	金融商品取引法第87条の3第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	399	適格機関投資家に関する届出書	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条第3項	e-Gov			
1	400	経営健全化計画の提出	金融早期健全化法第5条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	401	経営健全化計画履行状況報告の提出	金融早期健全化法第5条第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	402	第1種金融商品取引業を行う金融商品取引業者の内部管理モデル方式の承認申請書の記載事項に変更があったときの届出	金融庁告示 金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件第15条第1項第1号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案）オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	403	第1種金融商品取引業を行う金融商品取引業者の内部管理モデル方式の承認申請書の添付書類に重大な変更があったとき	金融庁告示 金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件第15条第1項第2号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	404	第1種金融商品取引業を行う金融商品取引業者の内部管理モデル方式の承認基準を満たさない事由が生じたときの届出	金融庁告示 金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件第15条第1項第4号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	405	第1種金融商品取引業を行う金融商品取引業者の内部管理モデル方式において超過回数が5回以上となった場合の届出	金融庁告示 金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件第15条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	406	第1種金融商品取引業を行う金融商品取引業者の内部管理モデル方式の承認	金融庁告示金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件第12条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	407	第1種金融商品取引業を行う金融商品取引業者の内部管理モデル方式において超過回数が4回以上となったときの届出	金融庁告示金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件第15条第1項第3号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	408	第1種金融商品取引業を行う金融商品取引業者の金利感应度の分析の承認	金融庁告示金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件第8条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	409	第1種金融商品取引業を行う金融商品取引業者の金利感应度の分析の方法の変更承認	金融庁告示金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件第8条第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	410	株式等保有限度額を超える額の株式等の保有の承認	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第3条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	411	中間業務報告書又は業務報告書の提出延期承認	銀行法施行規則第18条第5項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	412	貸借対照表等及び業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧の開始を延期することの承認	銀行法施行規則第19条の4第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	413	外国銀行支店等の営業の免許の予備審査	銀行法施行規則第29条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	414	銀行持株会社に係る中間業務報告書及び業務報告書の提出延期承認	銀行法施行規則第34条の24第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	415	外国銀行支店の利益準備金を各決算期における外国銀行支店の損失に充てる場合の承認	銀行法施行令第13条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	416	銀行の営業所の休日の特例承認	銀行法施行令第5条第2項第2号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	417	特定関係者との間の取引等の特例の承認	銀行法第13条の2ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	418	銀行の同一人（当該同一人と特殊の関係のある者を含む）に対する大口信用供与規制の特例の承認	銀行法第13条第1項ただし書（外国銀行支店にあっては、法第47条第2項に基づき本条の読替適用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	419	銀行及びその子会社等又はその子会社等の同一人（当該同一人と特殊の関係のある者を含む）に対する大口信用供与規制の特例の承認	銀行法第13条第2項後段	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	420	営業所の臨時休業及び業務再開の届出（銀行法施行規則第17条第2項に該当する場合を除く）	銀行法第16条第1項	e-Gov			
1	421	子会社対象銀行等を子会社とすることの認可	銀行法第16条の2第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	422	銀行が担保権の実行等によりその子会社となった子会社対象銀行等を、引き続き1年を超えて子会社とすることの認可	銀行法第16条の2第5項ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	423	子会社としている銀行法第16条の2第1項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社としようとする場合の認可	銀行法第16条の2第6項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	424	銀行が基準議決権数を超過して議決権を保有することについての承認	銀行法第16条の3第2項ただし書	e-Gov			
1	425	中間業務報告書及び業務報告書の提出	銀行法第19条第1項	e-Gov			
1	426	連結中間業務報告書及び連結業務報告書の提出	銀行法第19条第2項	e-Gov			
1	427	貸借対照表等の公告を延期することの承認	銀行法第20条第4項ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	428	（中間）決算状況表の提出	銀行法第24条第1項	e-Gov			
1	429	経営実態報告の提出	銀行法第24条第1項	e-Gov			
1	430	邦銀海外拠点の概要	銀行法第24条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	431	（中間）連結決算状況表の提出	銀行法第24条第1項	e-Gov			
1	432	外国銀行支店の概要	銀行法第24条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	433	外資系信託銀行の概要	銀行法第24条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	434	銀行を全部又は一部の当事者とする合併の認可	銀行法第30条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	435	銀行を当事者とする会社分割の認可	銀行法第30条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	436	銀行を当事者とする事業等の譲渡又は譲受けの認可	銀行法第30条第3項（外国銀行支店にあっては、法第47条第2項に基づき本条の読替適用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	437	信用金庫等からの事業等の譲受けの認可	銀行法第30条第4項ただし書（外国銀行支店にあっては、法第47条第2項に基づき本条の読替適用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	438	廃業又は解散の認可	銀行法第37条第1項第1号（外国銀行支店にあっては、法第47条第2項に基づき本条を讀替適用する）、第3号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	439	銀行法第37条第1項に基づく合併の認可	銀行法第37条第1項第2号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	440	営業免許の失効の例外承認	銀行法第41条第4号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	441	従たる外国銀行支店の設置等の認可	銀行法第47条の2	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	442	外国銀行支店の営業の免許	銀行法第47条第1項、第4条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	443	外国銀行支店の大口信用規制の特例の承認	銀行法第47条第2項（第13条第1項ただし書の讀替適用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	444	外国銀行支店の営業の譲渡又は譲受けの認可	銀行法第47条第2項（第30条第3項の讀替適用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	445	外国銀行支店に係る外国銀行の資本金又は出資の額の変更の届出 外国銀行支店に係る外国銀行の商号又は本店所在地の変更の届出 外国銀行支店に係る外国銀行の合併、会社分割による事業の承継若しくは承継受け、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受け（当該外国銀行支店のみに係るものを除く）の届出 外国銀行支店に係る外国銀行の解散（合併によるものを除く。）、銀行業廃止の届出 外国銀行支店に係る外国銀行の銀行業に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む）を取り消されたときの届出	銀行法第49条第1項第1号～第6号、第7号（銀行法施行規則第33条第1項）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	446	外国銀行支店の届出（1）主たる外国銀行支店又は従たる外国銀行支店の位置の変更（2）外国銀行支店の主従の変更（3）出張所又は代理店の廃止（省令）	銀行法第49条第2項第1号～第3号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	447	銀行業の営業の免許	銀行法第4条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	448	銀行を子会社とする持株会社になる場合の認可 銀行を子会社とする持株会社の設立に係る認可	銀行法第52条の17第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	449	銀行法第52条の17第1項各号以外の事由により銀行持株会社となったことの届出	銀行法第52条の17第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	450	特定持株会社が猶予期限日後も引き続き銀行を子会社とする持株会社であることについての認可	銀行法第52条の17第3項ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	451	銀行持株会社でなくなったときの届出	銀行法第52条の17第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	452	銀行持株会社の取締役の兼職認可	銀行法第52条の19第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	453	銀行持株会社又はその子会社等の同一人（当該同一人と特殊の関係のある者を含む）に対する大口信用供与規制の特例の承認	銀行法第52条の22第1項ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	454	銀行持株会社が子会社対象銀行等を子会社としようとするときの認可	銀行法第52条の23第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	455	銀行持株会社が担保権の実行等によりその子会社となった子会社対象銀行等を、引き続き1年を超えて子会社とすることの認可	銀行法第52条の23第4項ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	456	銀行持株会社がその子会社としている銀行法第52条の23第1項に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社に該当する子会社としようとする場合の認可	銀行法第52条の23第5項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	457	銀行持株会社又はその子会社が、国内の会社の議決権を、基準議決権数等を超えて取得又は保有することの承認	銀行法第52条の24第2項ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	458	銀行持株会社に係る連結中間業務報告書及び連結業務報告書の提出	銀行法第52条の27第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	459	銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した貸借対照表等の公告を延期することの承認	銀行法第52条の28第3項ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	460	1の銀行の総株主の議決権の100分の5を超える議決権又は1の銀行持株会社の総株主の議決権の100分の5を超える議決権の保有に係る届出及び変更届出	銀行法第52条の2第1項、第52条の3第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	461	基準議決権保有等に係る変更届出	銀行法第52条の37	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	462	銀行持株会社に係る（中間）連結決算状況表の提出	銀行法第52条の31第1項	e-Gov			
1	463	銀行持株会社に係る経営実態報告の提出	銀行法第52条の31第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	464	銀行持株会社を全部又は一部の当事者とする合併の認可	銀行法第52条の35第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	465	銀行持株会社を当事者とする会社分割の認可	銀行法第52条の35第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	466	銀行持株会社を当事者とする事業等の譲渡又は譲受けの認可	銀行法第52条の35第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	467	銀行主要株主に係る認可	銀行法第52条の9第1項、第2項ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	468	特定主要株主でなくなった場合の届出	銀行法第52条の9第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	469	外国銀行の駐在員事務所の設置の届出	銀行法第52条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	470	外国銀行の駐在員事務所の廃止、届出事項の変更の届出	銀行法第52条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案）オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	471	営業を開始したときの届出 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社又は新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社を子会社としようとするときの届出 その子会社が子会社でなくなったときの届出 資本金の額を増加しようとするときの届出 銀行法の規定による認可を受けた事項を実行したときの届出 その総株主の議決権の総数の100分の5を超える数の議決権が1の会社により取得又は保有されることとなったときの届出 定款を変更した場合の届出 新株予約権又は新株予約権付社債発行届出	銀行法第53条第1項第1号～第5号、第7号、第8号（銀行法施行規則第35条第1項第1号～第6号、第7号～第16号、第17号～第29号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24、H23、H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	472	特定取引勘定に関する届出（設置、取引種類変更、廃止）	銀行法第53条第1項第8号（銀行法施行規則第35条第1項第6号の3、第6号の4、第18号、第19号）	e-Gov			
1	473	外国における駐在員事務所の設置、位置変更、廃止の届出	銀行法第53条第1項第6号、銀行法施行規則第35条第1項第16号の2	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24、H23、H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	474	銀行持株会社になったとき又は銀行持株会社として設立されたときの届出 銀行を子会社とする持株会社でなくなったとき（銀行法第53条第3項第5号の場合を除く）の届出 第52条の23第1項第10号又は第11号に掲げる会社（同条第3項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）を子会社としようとするとき（第52条の35第1項から第3項までの規定による認可を受けて合併、会社分割又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）の届出 その子会社が子会社でなくなったとき（第52条の35）	銀行法第53条第3項第1号～第9号（銀行法施行規則第35条第3項第1号～第22号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24、H23、H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	475	認可の効力の延長の承認	協同組合による金融事業に関する法律第7条の4ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24、H23、H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	476	資本の額の減少の認可	銀行法第5条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24、H23、H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	477	商号変更の認可	銀行法第6条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24、H23、H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	478	銀行の取締役の兼職認可	銀行法第7条第1項（外国銀行支店にあつては、法第47条第2項に基づき本条の読替適用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24、H23、H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	479	営業所の設置、位置変更、種類変更、廃止の際の届出	銀行法第8条第1項	e-Gov			
1	480	外国における営業所の設置又は種類の変更認可 外国における営業所の廃止の認可 外国における代理店の設置の認可 外国における代理店の廃止の認可	銀行法第8条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24、H23、H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	481	公認会計士試験受験願書の提出	公認会計士試験規則第3条	e-Gov			
1	482	実務補習団体等の認定の取消の申請書の提出	公認会計士法第16条第5項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24、H23、H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	483	懲戒処分措置請求	公認会計士法第32条第1項、第34条の21第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	484	参考人、鑑定人の旅費、日当及びその他の費用の請求	公認会計士法第33条第2項、公認会計士法施行令第3条、第4条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	485	監査法人の定款変更の届出	公認会計士法第34条の10第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	486	監査法人の財務諸表等の提出	公認会計士法第34条の16第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	487	監査法人の解散の届出	公認会計士法第34条の18第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	488	監査法人の合併の届出	公認会計士法第34条の19第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	489	監査法人の成立の届出	公認会計士法第34条の9の2	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	490	懲戒事件に関する調書の謄本等の交付申込書の提出	公認会計士法第34条第2項、公認会計士等の懲戒事件に関する調書の謄本等の交付に関する内閣府令第1条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	491	懲戒事件に関する調書の謄本等の交付請求	公認会計士法第34条第2項、公認会計士等の懲戒事件に関する調書の謄本等の交付に関する内閣府令第1条第3項、第2条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	492	公認会計士試験免除申請書の提出	公認会計士法第9条第1項、第2項、第10条第1項、公認会計士試験規則第5条第1項	e-Gov			
1	493	保有することができる有価証券の承認	告示（保険契約者保護機構が保有することができる有価証券及び預金をすることができる金融機関の指定）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	494	特定目的信託に係る計算書類等提出	資産の流動化に関する法律施行規則第122条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	495	特定目的会社の業務の終了の届出	資産の流動化に関する法律第10条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	496	新たな資産流動化計画の届出	資産の流動化に関する法律第11条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	497	特定目的会社の廃業の届出	資産の流動化に関する法律第12条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	498	特定譲渡人の資産対応証券募集等取扱業務開始届出	資産の流動化に関する法律第208条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	499	特定目的会社の事業報告書の提出	資産の流動化に関する法律第216条	e-Gov			
1	500	特定目的信託契約届出	資産の流動化に関する法律第225条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	501	資産信託流動化計画の変更届出	資産の流動化に関する法律第227条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	502	特定目的信託終了の届出	資産の流動化に関する法律第228条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	503	原委託者の受益証券の募集等業務開始届出	資産の流動化に関する法律第286条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	504	特定目的会社の業務開始届出	資産の流動化に関する法律第4条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	505	特定目的会社の業務開始届出に係る追加届出	資産の流動化に関する法律第7条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	506	特定目的会社の資産流動化計画の変更の届出	資産の流動化に関する法律第9条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	507	特定目的会社の商号、営業所の名称及び所在地等の変更の届出	資産の流動化に関する法律第9条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	508	特定目的会社又は特定譲渡人の事故の確認	資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令第20条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	509	実務補習団体等の認定の申請書の提出	公認会計士法第16条第2項、実務補習規則第1条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	510	実務補習規程の変更の届出	実務補習規則第6条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	511	実務補習団体等の所在地、名称、代表者、実務補習責任者、担当者の変更の届出	実務補習規則第6条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	512	実務補習修了報告書の提出	公認会計士法第16条第6項、実務補習規則第8条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	513	外国口座管理機関の指定	社債、株式等の振替に関する法律第44条第1項第13号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	514	振替機関の業務の一部委託に係る承認申請	社債、株式等の振替に関する法律第10条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	515	振替機関の業務及び財産に関する報告書の提出	社債、株式等の振替に関する法律第16条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	516	振替機関の定款等の変更に係る認可	社債、株式等の振替に関する法律第17条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	517	振替機関の商号等の変更の届出	社債、株式等の振替に関する法律第18条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	518	振替機関の事故の報告	社債、株式等の振替に関する法律第19条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	519	振替機関の合併認可申請	社債、株式等の振替に関する法律第25条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	520	振替機関の新設分割認可申請	社債、株式等の振替に関する法律第27条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	521	振替機関の吸収分割認可申請	社債、株式等の振替に関する法律第29条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	522	振替機関の営業譲渡認可申請	社債、株式等の振替に関する法律第31条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	523	振替機関の解散等に係る認可申請	社債、株式等の振替に関する法律第40条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	524	振替機関の指定の失効に係る届出	社債、株式等の振替に関する法律第41条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	525	振替機関の指定申請	社債、株式等の振替に関する法律第4条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	526	振替機関の営業譲渡認可申請	社債、株式等の振替に関する法律第31条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	527	運営委員の認可申請	社債、株式等の振替に関する法律第55条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	528	破産手続等開始決定の報告	社債、株式等の振替に関する法律第58条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	529	補償対象債権の届出期間等の報告	社債、株式等の振替に関する法律第59条第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	530	振替機関の資本の額の減少に係る認可申請	社債、株式等の振替に関する法律第6条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	531	振替機関の資本の額の増加に係る届出	社債、株式等の振替に関する法律第6条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	532	振替機関の兼業承認申請	社債、株式等の振替に関する法律第9条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	533	振替機関の兼業業務廃止の届出	社債、株式等の振替に関する法律第9条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	534	加入者保護信託契約締結の認可申請	社債、株式等の振替に関する法律第57条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	535	登録機関に登録請求する社債権者等が印鑑を提出しない場合の届出	社債等登録法施行規則第11条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	536	登録機関が社債登録簿を支店に備え置く場合の当該支店の指定申請	社債等登録法施行規則第12条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	537	登録機関が社債登録簿を滅失させた場合及び滅失の恐れを生じさせた場合にかかる報告	社債等登録法施行規則第14条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	538	登録機関が社債登録簿を滅失し登録簿を再製した場合の報告	社債等登録法施行規則第15条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号	手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法	
1	539	登録機関が調製した受付簿をマイクロフィルムにより保存する場合の許可	社債等登録法施行規則第17条の2第1項後段	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	540	登録機関が社債登録簿等を閉鎖した場合等のマイクロフィルムにより保存する場合の許可	社債等登録法施行規則第17条の2第1項前段	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	541	登録機関が地方債等の社債登録簿を滅失させた場合及び滅失の恐れを生じさせた場合にかかる報告	社債等登録法施行規則第19条（第14条準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	542	登録機関が地方債等の社債登録簿を滅失し登録簿を再製した場合の報告	社債等登録法施行規則第19条（第15条第3項準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	543	登録機関が地方債、特別の法令により設立された法人で会社以外の者が発行する債券及び外国又は外国法人の発行する公債又は社債の調製した受付簿をマイクロフィルムにより保存する場合の許可	社債等登録法施行規則第19条（第17条の2第1項後段準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	544	登録機関が地方債、特別の法令により設立された法人で会社以外の者が発行する債券及び外国又は外国法人の発行する公債又は社債の社債登録簿等を閉鎖した場合等のマイクロフィルムにより保存する場合の許可	社債等登録法施行規則第19条（第17条の2第1項前段準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	545	登録機関が地方債、特別の法令により設立された法人で会社以外の者が発行する債券及び外国又は外国法人の発行する公債又は社債の社債登録簿、受付簿、債券番号簿、共同人名簿又は信託原簿を社債等登録法施行規則の定めたる様式以外の様式で調製する場合の承認	社債等登録法施行規則第19条（第50条の2第1項準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	546	登録機関が社債登録簿、受付簿、債券番号簿、共同人名簿又は信託原簿を社債等登録法施行規則の定めたる様式以外の様式で調製する場合の承認	社債等登録法施行規則第50条の2第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	547	登録機関が社債等登録簿を磁気ディスク等により調製した場合の登録事務を行う店舗の指定申請	社債等登録法施行規則第50条の6第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	548	社債等登録簿を磁気ディスクにより調製する場合に当該社債登録簿を本店以外に設置することの届出	社債等登録法施行規則第50条の6第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	549	登録機関の社債等登録事務状況にかかる報告書	社債等登録法施行規則第56条	e-Gov			
1	550	登録機関が社債の登録及び社債登録簿等の閲覧又は社債登録簿の謄本・抄本の交付にかかる手数料を徴収することへの認可	社債等登録法施行令第10条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	551	登録機関が地方債、特別の法令により設立された法人で会社以外の者が発行する債券及び命令により定められた外国又は外国法人の発行する公債又は社債の登録及び登録簿等の閲覧又は登録簿の謄本・抄本の交付にかかる手数料を徴収することへの認可	社債等登録法施行令第12条（第10条準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	552	登録機関の包括指定申請	社債等登録法施行令第1条第1項第1号及び第2号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	553	登録機関の個別指定申請	社債等登録法施行令第1条第1項第2号から第4号まで	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	554	登録機関が社債登録簿を磁気ディスク等により調製する場合の承認	社債等登録法施行令第61条の5第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	555	登録機関にある社債登録簿に記録された事項の全部又は一部を記載した書面並びに証明した書面の交付にかかる手数料を徴収することへの認可	社債等登録法施行令第61条の6第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	556	電子情報処理組織による登録請求の手続きを行うための承認	社債等登録法施行令第61条の8第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	557	特定公益増進法人の証明の申請	所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成20年財務省令第24号）附則第8条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の所得税法施行規則第47条の2第3項第1号八及び法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成20年財務省令第25号）附則第5条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の法人税法施行規則第24条第3号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	558	特定公益信託の証明の申請（所得税法）	所得税法施行令第217条の2第2項及び第3項並びに法人税法施行令第77条の2第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続2	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	559	特定公益信託の認定の申請（所得税法）	所得税法施行令第217条の2第2項及び第3項並びに法人税法施行令第77条の2第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続4	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	560	証券金融会社が金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場又は金融商品取引業協会が開設する店頭売買金融商品市場の決済機構を利用することについて当該金融商品取引所又は当該金融商品取引業協会と締結した契約を変更したときの届出	証券金融会社に関する内閣府令第1条の2第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	561	証券金融会社の業務の内容及び方法の変更届出（認可に係る事項を除く）	証券金融会社に関する内閣府令第1条の2第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	562	証券金融会社の定款の変更届出（認可及び承認に係る事項を除く）	証券金融会社に関する内閣府令第1条の2第2項	e-Gov			
1	563	証券金融会社の中間決算状況表の提出	証券金融会社に関する内閣府令第3条の4第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	564	証券金融会社の証券取引法第156条の24第1項に規定する取引に関する報告	証券金融会社に関する内閣府令第3条の4第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	565	みなし金融商品取引業者からの提出書類	証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第60条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	566	みなし金融商品取引業者からの提出書類	証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第60条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	567	みなし金融商品取引業者からの提出書類	証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第60条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	568	信託会社による供託所に営業保証金の供託の保管替えを請求する届出	信託会社等営業保証金規則第15条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	569	信託会社による営業保証金の保管替え手続終了の届出書の提出	信託会社等営業保証金規則第15条第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	570	外国信託会社の全ての支店における信託業の廃止等の公告をした旨の届出	信託業法第57条第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	571	外国信託会社の兼業の承認	信託業法第63条第2項（第21条第2項を準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	572	管理型信託業の登録の更新	信託業法第7条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	573	予備審査の求め	信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資に関する内閣府令第33条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	574	予備審査の求め	信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資に関する内閣府令第33条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	575	業務報告書の提出延期の承認	信用金庫法施行規則第131条第3項ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	576	事務所の休日の特例承認	信用金庫法施行令第12条第2項第2号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	577	持分譲受けの限度超過の承認	信用金庫法施行令第5条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	578	免許効力延長の承認	信用金庫法第30条第1号（かつこ書）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	579	定款変更認可	信用金庫法第31条第1号	e-Gov			
1	580	業務の種類又は方法の変更認可	信用金庫法第31条第2号	e-Gov			
1	581	役員等の兼職又は兼業の認可	信用金庫法第35条第1項ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	582	会員による総会招集の認可	信用金庫法第44条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	583	事業の免許	信用金庫法第4条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	584	認可対象会社を子会社としようとする場合の認可	協同組合による金融事業に関する法律第4条の2第3項、第4条の4第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	585	子会社となった認可対象会社を、引き続き子会社とする場合の認可	信用金庫法第54条の21第4項ただし書、信用金庫法第54条の23第5項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	586	認可済子会社を別の子会社対象会社としようとする場合の認可	協同組合による金融事業に関する法律第4条の2第5項、第4条の4第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	587	議決権取得の承認	信用金庫法第54条の22第2項ただし書、信用金庫法第54条の24第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	588	全国連合会債の発行に関する業務の認可	信用金庫法第54条の2第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	589	全国連合会債発行の届出	信用金庫法第54条の5	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	590	信用金庫連合会の員外預金の受入れ又は員外貸付けの認可	信用金庫法第54条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	591	事業譲渡の認可	信用金庫法第58条第6項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	592	事業等の譲受けの認可	信用金庫法第58条第6項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	593	合併の認可	信用金庫法第61条の6第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	594	認可の効力の延長の承認	協同組合による金融事業に関する法律第7条の4但し書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	595	事業を開始したときの届出	信用金庫法第87条第1項第1号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	596	信用金庫が法第54条の21第1項第1号若しくは第2号に掲げる会社を子会社としようとするとき、又は信用金庫連合会が第54条の23第1項第10号若しくは第11号に掲げる会社を子会社としようとするときの届出	信用金庫法第87条第1項第2号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	597	子会社が子会社でなくなったときの届出	信用金庫法第87条第1項第3号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	598	信用金庫又は信用金庫連合会の子会社が、認可対象会社に該当しない子会社になったときの届出	信用金庫法第87条第1項第4号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	599	信用金庫法の規定による認可を受けた事項を実行したときの届出	信用金庫法第87条第1項第5号	e-Gov			
1	600	付随業務の全部若しくは一部のみを行う施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において行う業務の内容の変更をした場合の届出	信用金庫法第87条第1項第6号（信用金庫法施行規則第100条第1項第10号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	601	施行規則第65条第1項各号に掲げる事由により他の会社（法第87条第1項第2号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされているものを除く。）を子会社とした場合の届出	信用金庫法第87条第1項第6号（信用金庫法施行規則第100条第1項第11号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	602	その子会社の議決権を取得し、又は保有した場合の届出	信用金庫法第87条第1項第6号（信用金庫法施行規則第100条第1項第12号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	603	その子会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（法第87条第1項第3号に掲げる場合を除く。）の届出	信用金庫法第87条第1項第6号（信用金庫法施行規則第100条第1項第13号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	604	金庫又はその子会社が、施行規則第67条第1項各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超過して取得し、又は保有した場合の届出	信用金庫法第87条第1項第6号（信用金庫法施行規則第100条第1項第14号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	605	金庫又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超過して取得し、又は保有することとなった場合の届出	信用金庫法第87条第1項第6号（信用金庫法施行規則第100条第1項第15号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案）オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	606	金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超過して保有することになった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超過する部分の議決権を保有しなくなった場合の届出	信用金庫法第87条第1項第6号（信用金庫法施行規則第100条第1項第16号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	607	施行規則第117条又は第127条各号に掲げる者のいずれかに該当する者（特殊関係者）を新たに有することとなった場合の届出	信用金庫法第87条第1項第6号（信用金庫法施行規則第100条第1項第17号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	608	特殊関係者でなくなった場合の届出	信用金庫法第87条第1項第6号（信用金庫法施行規則第100条第1項第18号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	609	金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超過して議決権を保有する会社（当該金庫の子会社及び外国の会社を除く。）又は金庫の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなった場合の届出	信用金庫法第87条第1項第6号（信用金庫法施行規則第100条第1項第19号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	610	代表理事または常勤若しくは支配人の就任または退任などの届出	信用金庫法第87条第1項第6号（信用金庫法施行規則第100条第1項第1号）	e-Gov	/	/	/
1	611	金庫の事務所の全部又は一部において、施行規則第129条第3項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合の届出（施行規則第129条第1項に規定する業務取扱時間が確保されている場合を除く。）	信用金庫法第87条第1項第6号（信用金庫法施行規則第100条第1項第20号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	612	外国において駐在員事務所を設置しようとする場合の届出	信用金庫法第87条第1項第6号（信用金庫法施行規則第100条第1項第21号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	613	特定取引勘定設置信用金庫連合会において、特定取引として経理しようとする取引の種類を変更しようとする場合の届出	信用金庫法第87条第1項第6号（信用金庫法施行規則第100条第1項第22号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	614	自己資本比率（銀行法第14条の2各号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。）を算出する際に、保有する債券及び株式の価格の変動その他の理由により発生しうる危険に相当する額を算出するため、金融庁長官の定めるところにより信用金庫連合会の定める算出の方法を用いようとする場合の届出	信用金庫法第87条第1項第6号（信用金庫法施行規則第100条第1項第23号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	615	金庫及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、金融庁長官の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している金庫及び連結子法人等（当該金庫の子法人等であって連結の範囲に含まれるものをいう。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合の届出	信用金庫法第87条第1項第6号（信用金庫法施行規則第100条第1項第24の2号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	616	施行規則第100条第1項第24の2号に定める方法の使用を中断しようとする場合の届出	信用金庫法第87条第1項第6号（信用金庫法施行規則第100条第1項第24の3号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	617	施行規則第100条第1項第23号に規定する信用金庫連合会の定める算出の方法の使用を中断し、又は当該算出の方法に重大な変更をした場合の届出	信用金庫法第87条第1項第6号（信用金庫法施行規則第100条第1項第24号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	618	劣後特約付金銭消費貸借による借入をしようとする場合の届出	信用金庫法第87条第1項第6号（信用金庫法施行規則第100条第1項第25号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	619	劣後特約付金銭消費貸借に係る債務について期限前弁済をしようとする場合（期限のないものについて弁済をしようとする場合を含む。）の届出	信用金庫法第87条第1項第6号（信用金庫法施行規則第100条第1項第26号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	620	金庫、その子会社又は業務の委託先において不祥事件（業務の委託先にあつては当該金庫が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知った場合の届出	信用金庫法第87条第1項第6号（信用金庫法施行規則第100条第1項第27号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	621	金庫が銀行法第21条第1項又は第2項の規定により作成した書面について縦覧を開始した場合の届出	信用金庫法第87条第1項第6号（信用金庫法施行規則第100条第1項第28号）	e-Gov			
1	622	金庫が信用金庫法第38条第1項の規定により作成する書類を通常総会に提出した場合の届出	信用金庫法第87条第1項第6号（信用金庫法施行規則第100条第1項第29号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	623	法第32条第5項に規定する者に該当する監事の就任又は退任があつた場合の届出	信用金庫法第87条第1項第6号（信用金庫法施行規則第100条第1項第2号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	624	法第38条の2第1項に規定する会計監査人の就任又は退任があつた場合の届出	信用金庫法第87条第1項第6号（信用金庫法施行規則第100条第1項第3号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	625	認可を要しない定款及び業務の種類若しくは方法の変更をした場合の届出	信用金庫法第87条第1項第6号（信用金庫法施行規則第100条第1項第4号）	e-Gov			
1	626	施行規則第17条第2号二に規定する定款の変更をしようとする場合の届出（信用金庫法施行規則第100条第1項第5号に基づく変更）	信用金庫法第87条第1項第6号（信用金庫法施行規則第100条第1項第5号）	e-Gov			
1	627	施行規則第17条第2号二に規定する定款の変更をした場合の届出（信用金庫法施行規則第100条第1項第6号に基づく変更）	信用金庫法第87条第1項第6号（信用金庫法施行規則第100条第1項第6号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	628	施行規則第17条第3号に規定する業務の種類又は方法の変更をした場合の届出	信用金庫法第87条第1項第6号（信用金庫法施行規則第100条第1項第7号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	629	事務所の位置を変更しようとする場合の届出（信用金庫法施行規則第100条第1項第8号に基づく変更）	信用金庫法第87条第1項第6号（信用金庫法施行規則第100条第1項第8号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	630	特定関係者との間の取引等の特例承認	信用金庫法第89条第1項（銀行法第13条の2ただし書）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	631	大口信用供与規制の特例承認	信用金庫法第89条第1項（銀行法第13条第1項ただし書）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	632	連結ベースの大口信用供与規制の特例承認	協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項（銀行法第13条第2項準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	633	事務所又は代理店の臨時休業及び業務再開の届出	信用金庫法第89条第1項（銀行法第16条第1項）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	634	業務報告書の提出	協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項（銀行法第19条第1項準用）	e-Gov			
1	635	海外拠点の概要報告	信用金庫法第89条第1項（銀行法第24条第1項）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	636	経営実態報告	協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項（銀行法第24条第1項）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	637	信用金庫及び信用金庫連合会の決算速報の提出	信用金庫法第89条第1項（銀行法第24条第1項）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	638	地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17～18年度）関係報告	協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項（銀行法第24条第1項）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	639	信用金庫及び信用金庫連合会の連結決算速報の提出	信用金庫法第89条第1項（銀行法第24条第1項）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	640	偽造キャッシュカード犯罪発生報告について	信用金庫法第89条第1項（銀行法第24条第1項）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	641	報告又は資料の提出	信用金庫法第89条第1項（銀行法第24条第1項）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	642	ディスクロージャー誌の提出	協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項（銀行法第24条第1項）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	643	決算関係書類の提出	銀行法第24条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	644	業務提携など経営に大きな影響が見込まれる事項に関して公表される資料について	信用金庫法第89条第1項（銀行法第24条第1項）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	645	廃業及び解散等の認可	信用金庫法第89条第1項（銀行法第37条第1項第1号、第3号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	646	科学又は教育の振興に寄与するところが著しい特例民法法人等の証明の申請	租税特別措置法施行規則第23条の3第2項に規定する設立団体若しくは所轄庁又は租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令附則第30条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の租税特別措置法施行規則第23条の3第4項に規定する主務官庁の証明に関する手続	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	647	特定公益信託の証明の申請（租税特別措置法）	租税特別措置法施行令第40条の4第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続2	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	648	特定公益信託の認定の申請（租税特別措置法）	租税特別措置法施行令第40条の4第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続4	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	649	貸金業者の廃業等の届出	貸金業法第10条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	650	貸金業者の業務報告書の提出	貸金業法第24条の6の10	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	651	貸金業者の事業報告書の提出	貸金業法第24条の6の9	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	652	貸金業の登録	貸金業法第3条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	653	貸金業の登録の更新	貸金業法第3条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	654	貸金業者の基本的事項の変更の届出	貸金業法第8条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	655	信託約款の承認申請	貸付信託法第4条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	656	信託約款の変更承認申請	貸付信託法第5条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	657	受益証券発行の届出	貸付信託法第9条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	658	分割発行の場合における信託証書等の届出	担保付社債信託法施行規則第10条及び第13条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	659	担保の変更の届出 社債総額の減額の届出 担保の追加の届出	担保付社債信託法施行規則第11条及び第13条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	660	信託証書の変更の届出	担保付社債信託法施行規則第12条及び第13条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	661	社債権者集会の招集の届出	担保付社債信託法施行規則第15条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	662	社債権者集会の決議又はその選任した代表者の決定の執行の届出	担保付社債信託法施行規則第15条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	663	供託の届出	担保付社債信託法施行規則第16条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	664	受託会社が担保の保管状況の検査を受けた場合の報告	担保付社債信託法施行規則第17条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	665	信託事務承継契約締結の届出	担保付社債信託法施行規則第19条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	666	合併の届出	担保付社債信託法施行規則第20条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	667	分割の届出	担保付社債信託法施行規則第21条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	668	信託会社に解散の事由が発生したときの届出 信託会社定款変更の届出 信託会社が支払を停止したときの届出	担保付社債信託法施行規則第22条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	669	信託事務終了の届出	担保付社債信託法施行規則第23条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	670	事業報告書の提出	担保付社債信託法施行規則第25条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	671	会社財産の現況の届出	担保付社債信託法施行規則第6条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	672	毎月の清算状況の報告	担保付社債信託法施行規則第6条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	673	清算終了の届出	担保付社債信託法施行規則第6条第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	674	信託証書等の届出	担保付社債信託法施行規則第9条及び第13条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	675	清算人選任の届出	担保付社債信託法第15条（規則第5条）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	676	会社法第478条等に定める清算人選任又は解任の申請	担保付社債信託法第15条（規則第5条）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	677	外国会社との信託契約締結の許可	担保付社債信託法第17条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	678	担保付社債の募集にあたり信託契約を締結した外国会社の日本における代表者の氏名又は名称及び住所の届出	担保付社債信託法第17条第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	679	免許の申請	担保付社債信託法第3条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	680	公益法人等が有する未利用地の供用計画の確認	地価税法第6条第2項第2号イ及びロ	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	681	設立の認可	中小企業等協同組合法第27条の2第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	682	成立の届出	中小企業等協同組合法第31条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	683	役員の変更の届出	中小企業等協同組合法第35条の2	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	684	総会の招集請求があった日から10日以内に理事が総会招集の手続をしない場合等の総会招集の承認	中小企業等協同組合法第48条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	685	定款変更の認可	中小企業等協同組合法第51条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	686	事業等の譲渡又は譲受け認可	中小企業等協同組合法第57条の3第5項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	687	解散の届出	中小企業等協同組合法第62条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	688	合併の認可に係る申請	中小企業等協同組合法第66条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	689	中間業務報告書又は業務報告書の提出延期承認	銀行法施行規則第18条第5項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	690	貸借対照表等及び業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧の開始を延期することの承認	銀行法施行規則第19条の4第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	691	長期信用銀行持株会社にかかる中間業務報告書及び業務報告書の提出延期承認	長期信用銀行法施行規則第25条の7第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	692	長期信用銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した貸借対照表等の公告を延期することの承認	長期信用銀行法施行規則第25条の8の3第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	693	定款を変更した場合などの届出	長期信用銀行法施行規則第26条第1項第1号 (長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第53条第1項第8号)	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする(過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である)。	可能な限り早期	書面
1	694	定款(外国所在長期信用銀行持株会社にあつては定款又はこれに準ずる定め)を変更した場合などの届出	長期信用銀行法施行規則第26条第2項第1号 (長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第53条第3項第8号)	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする(過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である)。	可能な限り早期	書面
1	695	銀行の営業所の休日の特例承認	銀行法施行令第5条第2項第2号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする(過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である)。	可能な限り早期	書面
1	696	債券発行の届出	長期信用銀行法第10条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする(過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である)。	可能な限り早期	書面
1	697	子会社対象銀行等を子会社とすることの認可	銀行法第16条の2第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする(過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である)。	可能な限り早期	書面
1	698	長期信用銀行が担保権の実行等によりその子会社となった子会社対象銀行等を、引き続き1年を超えて子会社とすることの認可	長期信用銀行法第13条の2第7項ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする(過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である)。	可能な限り早期	書面
1	699	子会社としている長期信用銀行法第13条の2第1項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(子会社対象銀行等に限る。)に該当する子会社としようとする場合の認可	長期信用銀行法第13条の2第8項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする(過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である)。	可能な限り早期	書面
1	700	長期信用銀行主要株主に係る認可	長期信用銀行法第16条の2の2第1項、第2項ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする(過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である)。	可能な限り早期	書面
1	701	特定主要株主でなくなった場合の届出	銀行法第52条の9第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする(過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である)。	可能な限り早期	書面
1	702	長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可 長期信用銀行を子会社とする持株会社の設立に係る認可	長期信用銀行法第16条の2の4第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする(過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である)。	可能な限り早期	書面
1	703	長期信用銀行法第16条の2の4第1項に掲げる取引又は行為以外の事由により長期信用銀行を子会社とする持株会社になった旨、その他の届出	長期信用銀行法第16条の2の4第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする(過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である)。	可能な限り早期	書面
1	704	特定持株会社が猶予期限日後引き続き長期信用銀行を子会社とする持株会社であることについての認可	長期信用銀行法第16条の2の4第3項ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする(過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である)。	可能な限り早期	書面
1	705	長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなったときの届出	長期信用銀行法第16条の2の4第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする(過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である)。	可能な限り早期	書面
1	706	1の長期信用銀行又は1の長期信用銀行持株会社の総株主の議決権の100分の5を越える議決権保有に係る届出及び変更届出	長期信用銀行法第16条の2第1項、長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第52条の3第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする(過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である)。	可能な限り早期	書面
1	707	長期信用銀行持株会社が長期信用銀行等を子会社としようとするときの認可	長期信用銀行法第16条の4第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする(過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である)。	可能な限り早期	書面
1	708	長期信用銀行持株会社が担保権の実行等によりその子会社となった長期信用銀行等を、引き続き1年を超えて子会社とすることの認可	長期信用銀行法第16条の4第4項ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする(過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である)。	可能な限り早期	書面
1	709	長期信用銀行持株会社がその子会社としている長期信用銀行法第16条の4第1項に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社に該当する子会社としようとする場合の認可	長期信用銀行法第16条の4第5項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする(過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である)。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	710	銀行持株会社の取締役の兼職制限の例外認可	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法52条の19第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	711	特定関係者との間の取引等の特例の承認	銀行法第13条の2ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	712	長期信用銀行の同一人（当該同一人と特殊の関係のある者を含む）に対する大口信用供与規制の特例の承認	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第13条第1項ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	713	長期信用銀行及びその子会社等又はその子会社等の同一人（当該同一人と特殊の関係のある者を含む）に対する大口信用供与規制の特例の承認	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第13条第2項後段	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	714	長期信用銀行が基準議決権数等を超えて議決権を保有することについての承認	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第16条の3第2項ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	715	営業所又は代理店の臨時休業及び業務再開の届出（銀行法施行規則第17条第2項に該当する場合を除く）	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第16条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	716	中間業務報告書及び業務報告書の提出	銀行法第19条第1項	e-Gov			
1	717	連結中間業務報告書及び連結業務報告書の提出	銀行法第19条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	718	貸借対照表等の公告を延期することの承認	銀行法第20条第4項ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	719	長期信用銀行を全部又は一部の当事者とする合併の認可	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第30条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	720	長期信用銀行を当事者とする分割の認可	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第30条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	721	長期信用銀行を当事者とする営業等の譲渡又は譲受けの認可	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第30条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	722	信用金庫等からの事業等の譲受けの認可	銀行法第30条第4項ただし書（外国銀行支店にあっては、法第47条第2項に基づき本条の読替適用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	723	廃業又は解散の認可 銀行法第37条第1項に基づく合併の認可	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第37条第1項第1号、第2号、第3号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	724	営業免許の失効の例外承認	銀行法第41条第4号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	725	長期信用銀行持株会社の取締役の兼職認可	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第52条の19第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	726	長期信用銀行持株会社又はその子会社等の同一人（当該同一人と特殊の関係のある者を含む）に対する大口信用供与規制の特例の承認	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第52条の22第1項ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	727	長期信用銀行持株会社又はその子会社が、国内の会社の議決権を、基準議決権数を超えて取得又は保有することの承認	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第52条の24第2項ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	728	長期信用銀行持株会社にかかる連結中間業務報告書及び連結業務報告書の提出	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第52条の27第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	729	長期信用銀行持株会社を全部又は一部の当事者とする合併の認可	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第52条の35第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	730	長期信用銀行持株会社を当事者とする分割の認可	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第52条の35第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	731	長期信用銀行持株会社を当事者とする営業等の譲渡又は譲受けの認可	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第52条の35第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	732	営業を開始したときなどの届出	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第53条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	733	銀行主要株主にかかる届出等	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第53条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	734	長期信用銀行持株会社になったとき又は長期信用銀行持株会社として設立されたときの届出	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第53条第3項第1号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	735	資本の額の減少の認可	銀行法第5条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	736	資本の額の減少の認可	銀行法第5条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	737	商号変更の認可	銀行法第6条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	738	長期信用銀行の取締役の兼職認可	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第7条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	739	営業所の設置又は種類の変更届出 営業所の位置の変更（本店の位置変更を含む）届出 営業所の廃止の届出 代理店の設置の届出 代理店の廃止の届出	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第8条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	740	外国における営業所の設置又は種類の変更認可 外国における支店の廃止の認可 外国における代理店の設置の認可 外国における代理店の廃止の認可	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第8条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	741	営業の免許の申請	長期信用銀行法第4条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	742	抵当証券業者の廃業の届出	抵当証券業の規制等に関する法律第10条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	743	抵当証券業者の事業報告書の提出	抵当証券業の規制等に関する法律第21条（施行規則第17条）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	744	抵当証券保管機構の名称、住所等の変更の届出	抵当証券業の規制等に関する法律第27条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	745	抵当証券保管機構の業務の一部委託の承認申請	抵当証券業の規制等に関する法律第28条第2項（施行規則第21条）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	746	抵当証券保管機構の業務規程の認可	抵当証券業の規制等に関する法律第29条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	747	抵当証券保管機構の業務規程の変更の認可	抵当証券業の規制等に関する法律第29条第1項後段	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	748	抵当証券保管機構の事業計画及び収支予算の認可	抵当証券業の規制等に関する法律第31条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	749	抵当証券保管機構の事業計画及び収支予算の変更の認可	抵当証券業の規制等に関する法律第31条第1項後段	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	750	抵当証券保管機構の事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録の提出	抵当証券業の規制等に関する法律第31条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	751	抵当証券保管機構の役員の選任及び解任の認可	抵当証券業の規制等に関する法律第32条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	752	抵当証券業の更新の登録	抵当証券業の規制等に関する法律第8条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	753	抵当証券業者の登録事項の変更の届出	抵当証券業の規制等に関する法律第9条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	754	投資者保護基金の収入支出の報告	投資者保護基金に関する命令第15条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	755	投資者保護基金の会計規程の承認	投資者保護基金に関する命令第22条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	756	投資法人の帳簿等の保存者の選任	投資信託及び投資法人に関する法律第161条（会社法第508条第2項準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	757	投資法人が成立しなかった場合の届出	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第110条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	758	検査役の選任の申請	投資信託及び投資法人に関する法律第94条（会社法第306条第1項準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	759	役員会の議事録の閲覧又は謄写の許可	投資信託及び投資法人に関する法律第115条第1項（会社法第371条第4項準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	760	親法人の投資主による子法人の計算書類等の閲覧の許可	投資信託及び投資法人に関する法律第128条の3第2項（会社法第433条第3項準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	761	親法人の投資主による子法人の会計帳簿等の閲覧の許可	投資信託及び投資法人に関する法律第132条第2項（会社法第442条第4項準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	762	清算執行人又は清算監督人となる者がいないとき（特別解散が開始した場合を除く）の清算執行人又は清算監督人の選任	投資信託及び投資法人に関する法律第151条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	763	投資法人が解散した場合（特別解散が開始した場合を除く）の清算執行人及び清算監督人の選任	投資信託及び投資法人に関する法律第151条第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案）オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	764	清算執行人及び清算監督人の届出	投資信託及び投資法人に関する法律第152条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	765	清算執行人又は清算監督人の解任	投資信託及び投資法人に関する法律第153条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	766	清算人会の議事録の閲覧又は謄写の許可	投資信託及び投資法人に関する法律第154条の3第2項（会社法第371条第2項準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	767	少額の債権等の弁済の許可	投資信託及び投資法人に関する法律第157条第3項（会社法第500条第2項準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	768	清算人会の承認を受けた監査報告書等の提出	投資信託及び投資法人に関する法律第160条第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	769	清算人会の承認を受けた決算報告書等の提出	投資信託及び投資法人に関する法律第160条第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	770	投資信託委託会社の投資信託約款の変更内容の届出	投資信託及び投資法人に関する法律第16条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	771	投資法人の登録	投資信託及び投資法人に関する法律第188条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	772	投資法人の登録内容の変更届出	投資信託及び投資法人に関する法律第191条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	773	登録投資法人の解散等の届出	投資信託及び投資法人に関する法律第192条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	774	設立企画人の損失の補てんが事故に起因することの確認	投資信託及び投資法人に関する法律第197条（金融商品取引法第39条第3項準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	775	投資信託委託会社の投資信託契約の解約の届出	投資信託及び投資法人に関する法律第19条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	776	登録投資法人の営業報告書の提出	投資信託及び投資法人に関する法律第212条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	777	登録投資法人の臨時報告書の提出	投資信託及び投資法人に関する法律第215条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	778	審問、聴聞及び投資証券等の募集の取扱い等による申立てについて調査のために出頭等を命ぜられた参考人等の旅費その他の費用の請求	投資信託及び投資法人に関する法律第219条第3項（金融商品取引法第191条準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	779	外国投資法人の届出	投資信託及び投資法人に関する法律第220条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	780	外国投資法人の変更の届出	投資信託及び投資法人に関する法律第221条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	781	外国投資法人の解散等の届出	投資信託及び投資法人に関する法律第222条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	782	外国投資法人の合併等以外による解散の届出	投資信託及び投資法人に関する法律第222条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	783	審問、聴聞及び外国投資証券の募集の取扱い等による申立てについて調査のために出頭等を命ぜられた参考人等の旅費その他の費用の請求	投資信託及び投資法人に関する法律第223条第3項（金融商品取引法第191条準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	784	投資信託委託会社の投資信託契約の存続の承認	投資信託及び投資法人に関する法律第23条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	785	審問、聴聞及び委託者指図型投資信託の受益証券の募集の取扱い等による申立てについて調査のために出頭等を命ぜられた参考人等の旅費その他の費用の請求	投資信託及び投資法人に関する法律第26条第7項（金融商品取引法第191条準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	786	委託者非指図型投資信託約款の内容の届出	投資信託及び投資法人に関する法律第49条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	787	金融商品取引業者の投資信託約款の内容の届出	投資信託及び投資法人に関する法律第4条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	788	委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の運用報告書	投資信託及び投資法人に関する法律第54条第1項（第14条第3項準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	789	委託者非指図型投資信託約款の変更内容の届出	投資信託及び投資法人に関する法律第54条第1項（第16条準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	790	審問、聴聞及び委託者非指図型投資信託の受益証券の募集の取扱い等による申立てについて調査のために出頭等を命ぜられた参考人等の旅費その他の費用の請求	投資信託及び投資法人に関する法律第54条第1項（第26条第7項で準用する金融商品取引法第191条準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	791	外国投資信託の投資信託約款の内容の届出	投資信託及び投資法人に関する法律第58条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	792	外国投資信託の運用報告書の提出	投資信託及び投資法人に関する法律第59条（第14条第3項準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	793	外国投資信託の投資信託約款の変更内容の届出	投資信託及び投資法人に関する法律第59条（第16条準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	794	外国投資信託の投資信託契約の解約の届出	投資信託及び投資法人に関する法律第59条（第19条準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	795	審問、聴聞及び外国投資信託の受益証券の募集の取扱い等による申立てについて調査のために出頭等を命ぜられた参考人等の旅費その他の費用の請求	投資信託及び投資法人に関する法律第60条第3項（金融商品取引法第191条準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	796	投資法人の設立に係る届出	投資信託及び投資法人に関する法律第69条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	797	投資主の投資主総会招集の許可	投資信託及び投資法人に関する法律第90条第3項（会社法第297条第4項準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	798	検査役の調査の報告	投資信託及び投資法人に関する法律第94条（会社法第306条第5項準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	799	特例業務届出者の商号、名称又は氏名の変更届出 特例業務届出者の資本金の額又は出資の総額の変更届出 特例業務届出者の役員又は政令で定める使用人の変更届出 特例業務届出者の業務の種別の変更届出 特例業務届出者の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地の変更届出	金融商品取引法第63条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	800	特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務として開始した金融商品取引法第1項第2号に掲げる行為に係る業務が適格機関投資家等特例業務に該当しなくなったときの届出	金融商品取引法第63条第6項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	801	特例業務届出者の地位を承継した旨の届出	金融商品取引法第63条の2第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	802	適格機関投資家等特例業務の休止、再開、廃止の届出	金融商品取引法第63条の2第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	803	特例業務届出者が合併以外の事由により解散したときの清算人等による届出	金融商品取引法第63条の2第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	804	金融商品取引業者等が適格機関投資家等特例業務を行う場合の届出	金融商品取引法第63条の3第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	805	金融商品取引業者等が適格機関投資家等特例業務として開始した金融商品取引法第1項第2号に掲げる行為に係る業務が適格機関投資家等特例業務に該当しなくなったときの届出	金融商品取引法第63条の3第2項（第63条第6項準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	806	金融商品取引業者等が行う適格機関投資家等特例業務の休止、再開、廃止の届出	金融商品取引法第63条の3第2項（第63条の2第3項準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	807	特例投資運用業務を行う者の商号、名称又は氏名の変更届出 特例投資運用業務を行う者の資本金の額又は出資の総額の変更届出 特例投資運用業務を行う者の役員又は政令で定める使用人の変更届出 特例投資運用業務を行う者の業務の種別の変更届出 特例投資運用業務を行う者の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地の変更届出	証券取引法等の一部を改正する法律附則第48条第3項（金融商品取引法第63条第3項適用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	808	原委託者の事故の確認	特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令第20条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	809	公益信託の受託者の解任の請求	公益信託ニ関スル法律第8条、信託法第58条第4項、内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令第13条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	810	公益信託の受託者の辞任の許可の申請	公益信託ニ関スル法律第7条、内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令第11条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	811	公益信託の引受けの許可の申請	公益信託ニ関スル法律第2条第1項、内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令第1条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	812	公益信託の信託管理人の選任	公益信託ニ関スル法律第8条、信託法第123条第4項、第258条第6項、内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令第20条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	813	公益信託の受託者の氏名等の変更の届出	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令第25条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	814	公益信託の終了の報告書の提出	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令第28条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	815	公益信託の財産移転の報告	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令第2条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	816	公益信託の事業計画書及び収支予算書の届出	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令第3条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	817	公益信託の事業計画書及び収支予算書の変更の届出	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令第3条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	818	公益信託の事業状況報告書等の提出	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令第4条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	819	信託の変更に係る書類の提出	加入者保護信託に関する命令第17条<社債、株式等の振替に関する法律>	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	820	公益信託の変更、併合、分割の許可の申請	公益信託ニ関スル法律第6条、内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令第7条、第8条、第9条及び第10条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	821	特例民法法人の監事の届出	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第95条（旧内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第10条）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	822	特例民法法人の登記（事務所の新設）に関する届出	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第95条（旧内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第3条）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	823	特例民法法人の事業計画書及び収支予算書の届出	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第95条（旧内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第5条）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	824	特例民法法人の事業計画書及び収支予算書の変更の届出	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第95条（旧内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第6条）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	825	特例民法法人の事業状況等の報告	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第95条（旧内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第7条）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	826	特例民法法人の登記事項変更の届出	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第95条（旧内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第9条）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	827	保有する議決権に含めない株式又は持分の承認	保険業法施行規則第1条の3第1項第4号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	828	生命保険契約者保護機構に生じた利益の国庫納付の際の計算書等の提出	保険業法施行令附則第10条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	829	（中間）決算状況表／連結決算状況表の提出（生命保険会社、外国生命保険会社等、保険持株会社（生保）） （中間）決算状況表／連結決算状況表の提出（損害保険会社、外国損害保険会社等、保険持株会社（損保）） 決算状況表（速報）／連結決算状況表（速報）の提出（生命保険会社、外国生命保険会社等） 決算状況表（速報）／連結決算状況表（速報）の提出（損害保険会社、外国損害保険会社等）	保険業法第128条第1項、保険業法第200条第1項、保険業法第271条の27第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	830	（中間）決算状況表／連結決算状況表の提出（免許特定法人等） 決算状況表（速報）の提出（免許特定法人等）	保険業法第226条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	831	保険契約者保護機構の設立の登記の届出	保険業法第265条の11第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	832	保険契約者保護機構の定款の変更の認可	保険業法第265条の12第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	833	監事からの意見の提出	保険業法第265条の14第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	834	保険契約者保護機構の役員の選任又は解任の認可	保険業法第265条の15第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	835	保険契約者保護機構の運営委員の選任の認可	保険業法第265条の19第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	836	保険契約者保護機構の評価審査会委員の選任の認可	保険業法第265条の20第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	837	保険契約者保護機構の会員名簿の提出	保険業法第265条の22	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	838	保険契約者保護機構の業務の委託の認可	保険業法第265条の29第1項第2号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	839	保険契約者保護機構の業務規程の認可（変更を含む。）	保険業法第265条の30第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	840	保険契約者保護機構の負担金率の認可（変更を含む。）	保険業法第265条の34第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	841	生命保険契約者保護機構の予算及び資金計画の認可（変更を含む。）	保険業法第265条の37第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	842	損害保険契約者保護機構の予算及び資金計画の提出（変更を含む。）	保険業法第265条の37第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	843	保険契約者保護機構の財務諸表等の承認	保険業法第265条の39第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	844	保険業免許を受けた者が保険契約者保護機構へ加入したときの報告	保険業法第265条の3第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	845	保険契約者保護機構の資金の借入れの認可	保険業法第265条の42	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	846	保険契約者保護機構の解散の認可	保険業法第265条の48第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	847	保険契約者保護機構の会員の脱退の承認	保険業法第265条の4第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	848	保険契約者保護機構の設立の認可	保険業法第265条の8第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	849	保険契約の移転等における適格性の認定	保険業法第268条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	850	破綻保険会社の財産評価に関する通知に係る事項の報告	保険業法第270条の2第6項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	851	保険契約の再承継における適格性の認定	保険業法第270条の3の12第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	852	承継保険会社の財産評価に関する通知に係る事項の報告	保険業法第270条の3の12第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	853	保険契約の再承継における資金援助の決定に係る事項の報告	保険業法第270条の3の14第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	854	合併等協議相手方の勧告の求め（保険契約の承継）	保険業法第270条の3の2第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	855	保険契約の承継における資金援助の決定に係る事項の報告	保険業法第270条の3の2第8項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	856	承継保険会社の設立等に係る出資の報告	保険業法第270条の3の3第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	857	承継保険会社の株式の譲渡等を行ったときの報告	保険業法第270条の3の4第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	858	承継協定の内容の報告	保険業法第270条の3の6第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	859	協定承継保険会社からの資産の買取りの決定の報告	保険業法第270条の3の7第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	860	協定承継保険会社との資金の貸付け等の契約内容の報告	保険業法第270条の3の8第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	861	資金援助の決定に係る事項の報告	保険業法第270条の3第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	862	合併等協議相手方の勧告の求め（保険契約の引受け）	保険業法第270条の4第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	863	保険契約の引受け決定に係る加入機構からの報告	保険業法第270条の4第7項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	864	保険契約の再移転における適格性の認定	保険業法第270条の6の3第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	865	保険契約の再移転における資金援助の決定に係る事項の報告	保険業法第270条の6の5第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	866	補償対象保険金の支払に係る資金援助の決定に係る事項の報告	保険業法第270条の6の7第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	867	保険金請求権等の買取りの決定に係る資金援助の決定に係る事項の報告	保険業法第270条の6の8第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	868	保険金請求権等の買取場所等の決定に係る事項の報告	保険業法第270条の6の9第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	869	保険契約者保護機構の会員に対する資金の貸付けの決定に係る事項の報告	保険業法第270条の7第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	870	清算保険会社の資産の買取りの決定に係る事項の報告	保険業法第270条の8の3第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	871	保険契約者等に対する資金の貸付けの決定に係る事項の報告	保険業法第270条の8第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	872	保険契約の承継等における適格性の認定	保険業法第270条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	873	保険主要株主に係る認可申請	保険業法第271条の10第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	874	特定主要株主の認可	保険業法第271条の10第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	875	主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなった届出	保険業法第271条の10第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	876	保険議決権保有届出書の提出	保険業法第271条の3第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	877	保険議決権保有届出書の変更報告書の提出	保険業法第271条の4第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	878	訂正報告書の提出	保険業法第271条の4第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	879	特例対象議決権に係る保険議決権保有届出書の提出	保険業法第271条の5第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	880	特例対象議決権に係る基準日の届出	保険業法第271条の5第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	881	特例対象議決権に係る変更報告書の提出	保険業法第271条の5第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	882	取締役の兼職の承認	保険業法第272条の10第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	883	保険計理人の選任、退任届出	保険業法第272条の18	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	884	子会社が子会社でなくなったときの届出 事業開始届出 定款変更届出 役員の就退任届出	保険業法第272条の21	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	885	少額短期保険業者の登録事項の変更（事後届出）	保険業法第272条の7	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	886	保険業を開始しないやむを得ない理由の承認申請	保険業法第273条第1項第5号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	887	協会による生命保険募集人の登録（1）生命保険募集人（2）損保代理店	保険業法第276条	e-Gov			
1	888	少額短期保険募集人の登録	保険業法第276条	e-Gov			
1	889	少額短期保険募集人の登録事項の変更の届出	保険業法第280条	e-Gov			
1	890	協会による登録内容等の変更の届出（1）生命保険募集人（2）損保代理店（登録申請書記載事項、保険募集廃止、死亡、破産、合併による消滅、合併、破産以外の理由による解散）	保険業法第280条第1項	e-Gov			
1	891	協会及び代申支社以外による損害保険代理店の役員又は使用人の届出 保険仲立人による役員又は使用人の届出	保険業法第302条	e-Gov			
1	892	少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出 少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出事項の変更届出	保険業法第302条	e-Gov			
1	893	保険契約者保護機構と資産管理回収業務を目的の一つとする銀行との協定の認可	保険業法附則第1条の2の4第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	894	保険契約者保護機構が協定銀行に資産の買取りの委託に関する報告	保険業法附則第1条の2の5第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	895	協定銀行との資金の貸付け等の契約内容の報告	保険業法附則第1条の2の7第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	896	理事長による運営委員の解任の届出	保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第11条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	897	理事長による評価審査会委員の解任の届出	保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第18条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	898	保険管理人の職務を行うべき者の届出	保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第1条の4	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	899	生命保険契約者保護機構の予算の流用等の承認	保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第34条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	900	保険契約者保護機構の収入支出等の報告	保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第36条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	901	一括経理の基準の承認（生保）	保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第40条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	902	一括経理の基準の提出（損保）	保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第40条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	903	保険契約者保護機構の会計規程の届出	保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第46条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	904	保険契約者保護機構の会計規程の変更届出	保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第46条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	905	特例民法法人の定款の変更の認可の申請	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第94条第6項、第95条（旧民法第38条第2項、旧内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第8条）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	906	特例民法法人の監事からの報告	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第95条（旧民法第59条第3号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	907	特例民法法人の残余財産の処分の許可の申請	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第95条（旧民法第72条第2項、旧内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第14条）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	908	特例民法法人の解散の届出	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第95条（旧民法第77条第1項、旧内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第13条）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	909	特例民法法人の清算中に就任した清算人の届出	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第95条（旧民法第77条第2項）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	910	特例民法法人の清算終了の届出	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第95条（旧民法第83条、旧内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第15条）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	911	特例財団法人の最初の評議員の選任に関する理事の定め認可の申請	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第92条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	912	特例民法法人の移行の登記の届出	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第2項（第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	913	営業開始の届出	無尽業法第35条の2の4	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	914	資本金の変更又は支店等の設置に係る定款変更認可の効力延長承認	無尽業法施行細則第12条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	915	代理店位置変更の承認	無尽業法施行細則第14条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	916	業務報告書の提出延期の承認	信用金庫法施行規則第131条第3項ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	917	届出（商号ノ変更、資本金ノ変更若ハ支店ノ設置ニ付定款変更ノ認可ヲ受ケテ之ヲ実行シタルトキ又ハ無尽業法第7条第3号、第4号、第21条及第21条ノ7（第21条ノ11第3項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル事項ヲ実行シタルトキ） 届出（無尽会社ノ取締役、執行役、会計参与、監査役又ハ支配人ノ就任又ハ退任アリタルトキ） 届出（無尽会社ヲ代表スル取締役又ハ無尽会社ノ常務ニ従事スル取締役ノ就任又ハ退任アリタルトキ） 届出（無尽会社ノ常務ニ従事スル取締役又ハ支配人ニシテ他ノ会社ノ常務ニ従事スルモ	無尽業法施行細則第23条第1項第1号、2号、3号、4号、5号、5ノ2、5ノ3、6号、7号、8号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	918	届出（支店、出張所、代理店又ハ前条第1項第5号ノニノ会場ヲ廃止シタルトキ）	無尽業法施行細則第24条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	919	同一人に対する給付金額の限度超過の認可	無尽業法施行細則第6条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	920	営業の免許の効力延長承認	無尽業法施行細則第9条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	921	業務報告書の提出	協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項（銀行法第19条第1項準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	922	取締役等の兼職の認可	無尽業法第19条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	923	合併の認可 会社分割の認可 事業譲渡等の認可	無尽業法第21条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	924	管理契約解除の認可	無尽業法第21条の11第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	925	管理契約の認可	無尽業法第21条の7	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	926	廃止又は解散の認可	無尽業法第27条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	927	営業の免許（株式会社が其ノ目的ヲ変更シテ無尽業ヲ営ムトスル場合） 営業の免許	無尽業法第2条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	928	定款の変更の認可	無尽業法第7条第1号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	929	事業方法、無尽契約約款の変更の認可	無尽業法第7条第2号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	930	出張所、代理店の設置の認可	無尽業法第7条第3号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	931	本店、営業所の位置変更の認可	無尽業法第7条第4号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	932	郵便貯金銀行に係る子会社保有の認可	郵政民営化法第111条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	933	郵便貯金銀行に係る例外子会社の認可	郵政民営化法第111条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	934	郵便貯金銀行に係る営業所の設置、種類の変更、廃止、位置の変更の届出	郵政民営化法第112条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	935	郵便貯金銀行に係る銀行代理業を委託する旨の契約を締結・終了する届出	郵政民営化法第112条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	936	郵便貯金銀行に係る合併の認可	郵政民営化法第113条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	937	郵便貯金銀行に係る会社分割の認可	郵政民営化法第113条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	938	郵便貯金銀行に係る事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可	郵政民営化法第113条第5項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	939	郵便貯金銀行に係る銀行業の廃止に係る定款の変更及び解散についての株主総会の決議の認可	郵政民営化法第115条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	940	郵便貯金銀行に係る業務報告書等の提出	郵政民営化法第116条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	941	郵便貯金銀行に係る連結業務報告書等の提出	郵政民営化法第116条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案）オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	942	郵便保険会社に係る 商号を変更したときの届出 子会社対象会社を子会社と使用するときの届出 その子会社が子会社でなくなったときの届出 資本金の額を増加し、又は減少しようとするときの届出 認可を実行したときの届出 外国における支店等を設置しようとするときの届出 処分を受けたときの届出 定款を変更したときの届出 事業方法書等を変更したときの届出 新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとするときの届出 郵便保険会社を代表する取締役、郵便保険会社の常務に従事する取締役又は監査役の就任又は退任があったときの届出	郵政民営化法第149条第1項第1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号 （郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令第27条第1項第1号、2号、3号、4号）、8号（郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令第28条第1項第1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号、9号、10号、11号、12号、13号、14号、15号、16号、17号、18号、19号、20号、21号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	943	実施計画の認可	郵政民営化法第163条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	944	実施計画変更の認可	郵政民営化法第163条第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	945	再承継についての適格性の認定	預金保険法第101条第5項（準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	946	再承継金融機関等からの資金援助の申込みを行なった旨の報告	預金保険法第101条第5項（準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	947	再承継について株主総会等の議決に関する報告及び議事録の提出	預金保険法第101条第7項（準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	948	再承継について簡易合併等に必要な株主の同意を得られなかった旨及び株主総会に代わる裁判所の許可が得られなかった旨の報告	預金保険法第101条第7項（準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	949	再承継の契約締結報告及び契約書の提出	預金保険法第101条第7項（準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	950	再承継金融機関が法令上行えない業務について作成した整理計画の承認	預金保険法第101条第7項（準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	951	第1号措置以外の方法による自己資本の充実のための措置を定めた計画の提出	預金保険法第104条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	952	第1号措置（金融機関に対する株式等の引受け等）を行うべきかどうかの決定を求めること	預金保険法第105条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	953	第1号措置（銀行持株会社等が発行する株式の引受け）を行うべきかどうかの決定を求めること	預金保険法第105条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	954	経営健全化計画の提出	金融早期健全化法第5条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	955	資本減少についての株主総会の決議についての報告及び議事録の提出	預金保険法第106条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	956	第1号措置に係る株式交換等の認可	預金保険法第108条の2第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	957	第1号措置に係る株式交換等の実施に伴う経営健全化計画の提出	預金保険法第108条の2第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	958	株式交換等に伴い提出された経営健全化計画に係る履行状況報告の提出	預金保険法第108条の2第4項（準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	959	第1号措置に係る組織再編成の認可	預金保険法第108条の3第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	960	組織再編成に伴い承継金融機関がある場合の経営健全化計画の提出	預金保険法第108条の3第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	961	株式交換等により対象金融機関でなくなったもののうち経営健全化計画を実施しているものに係る組織再編成の認可	預金保険法第108条の3第4項（準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	962	株式交換等により対象金融機関でなくなったもののうち経営健全化計画を実施しているものの組織再編成の実施に伴う経営健全化計画の提出	預金保険法第108条の3第4項（準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	963	第1号措置の対象金融機関以外の発行金融機関等に係る組織再編成の認可	預金保険法第108条の3第5項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	964	組織再編成に伴い他の銀行持株会社等がある場合の経営健全化計画の提出	預金保険法第108条の3第7項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	965	組織再編成に伴い提出された経営健全化計画に係る履行状況報告の提出 組織再編成後の承継金融機関等に係る株式交換等の認可 組織再編成後の承継金融機関等の株式交換等実施に伴う経営健全化計画の提出 組織再編成後の承継金融機関等の株式交換等実施に伴い提出された経営健全化計画に係る履行状況報告の提出	預金保険法第108条の3第8項（準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	966	経営健全化計画履行状況報告の提出	金融早期健全化法第5条第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	967	特別危機管理銀行に係る資金援助の申込みを行なった旨の報告	預金保険法第118条第2項（準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	968	特別危機管理銀行に係る適格性の認定	預金保険法第118条第2項（準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	969	あっせんを受けた金融機関について株主総会等の議決に関する報告及び議事録の提出	預金保険法第118条第4項（準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	970	あっせんを受けた金融機関について合併等の契約締結報告及び契約書の提出	預金保険法第118条第4項（準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	971	特別危機管理銀行に係るあっせんを受けた金融機関について簡易合併等に必要株主の同意を得られなかった旨及び株主総会に代わる裁判所の許可が得られなかった旨の報告	預金保険法第118条第4項（準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	972	特別危機管理銀行の合併等に係る報告	預金保険法第120条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手 続 名	根 拠 法 令、根 拠 規 定	システム等の名称	停 止 の 理 由	停 止 予 定 時 期	停止後の申請方法
システム	手 続						
1	973	合併の衡平性確保のための資金援助の申込みを行なった旨の報告	預金保険法第59条の2第3項（準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	974	資金援助の申込みを行なった旨の報告	預金保険法第59条第6項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	975	合併援助のため金融機関等に対し資金貸付け等を行うものからの資金援助の申込みを行なった旨の報告	預金保険法第60条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	976	適格性の認定	預金保険法第61条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	977	合併等の契約締結報告及び契約書の提出	預金保険法第65条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	978	株主総会等の議決に関する報告及び議事録の提出	預金保険法第66条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	979	簡易合併等に必要株主の同意を得られなかった旨及び株主総会に代わる裁判所の許可が得られなかった旨の報告	預金保険法第66条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	980	救済金融機関が法令上行えない業務について作成した整理計画の承認	預金保険法第67条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	981	合併の衡平性確保のための追加的資金援助の申込みを行なった旨の報告	預金保険法第69条第4項（準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	982	追加的資金援助に係る救済金融機関が法令上行えない業務について作成した整理計画の承認	預金保険法第69条第4項（準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	983	追加的資金援助の申込みを行なった旨の報告	預金保険法第69条第4項（準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	984	債務超過又は預金等の払戻の停止のおそれがある旨の届出	預金保険法第74条第5項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	985	金融整理管財人が複数あるときの職務分掌の承認（会社更生法第69条第1項の準用）	預金保険法第77条第5項（準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	986	金融整理管財人代理選任についての承認（会社更生法第70条第2項の準用）	預金保険法第77条第5項（準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	987	金融整理管財人の被管理金融機関との取引に係る承認	預金保険法第84条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	988	金融整理管財人による管理の延長の承認	預金保険法第90条ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	989	金融整理管財人による承継銀行設立等の決定を求めること	預金保険法第91条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	990	金融整理管財人による承継資産の確認を求めること	預金保険法第93条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	991	資産の買取りの委託等の契約締結報告及び契約書の提出	預金保険法附則第10条第5項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	992	中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第4条～第6条までの規定に基づいてとった措置の詳細に関する事項の報告	中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第8条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	993	登録講習機関の登録更新申請	貸金業法第24条39第1項 貸金業法施行規則第26条の62	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	994	指定信用情報機関の指定申請	貸金業法第41条の13第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	995	指定信用情報機関の業務および財産に関する報告書の提出	貸金業法第41条の29第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	996	自家型発行者の発行届出	資金決済に関する法律第5条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	997	自家型発行者の変更届出	資金決済に関する法律第5条第3項	e-Gov			
1	998	第三者型発行者の登録申請	資金決済に関する法律第8条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	999	第三者型発行者の変更届出	資金決済に関する法律第11条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1000	発行保証金の供託等の届出	資金決済に関する法律第14条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1001	発行保証金保全契約の届出	資金決済に関する法律第15条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1002	発行保証金保全契約解除の承認申請	前払式支払手段に関する内閣府令第33条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1003	発行保証金保全契約解除の届出	前払式支払手段に関する内閣府令第33条第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1004	発行保証金信託契約の承認申請	資金決済に関する法律第16条第1項 (前払式支払手段に関する内閣府令第34条第1項)	e-Gov			
1	1005	発行保証金信託契約の届出	前払式支払手段に関する内閣府令第34条第3項	e-Gov			
1	1006	発行保証金信託契約解除の承認申請	前払式支払手段に関する内閣府令第38条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1007	発行保証金信託契約解除の届出	前払式支払手段に関する内閣府令第38条第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1008	発行保証金の供託の届出（供託命令）	資金決済に関する法律第17条 (前払式支払手段に関する内閣府令第39条第2項)	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1009	発行保証金の取戻しの承認申請	資金決済に関する法律施行令第9条第1項又は第2項	e-Gov			
1	1010	発行保証金の取戻しの届出	前払式支払手段発行保証金規則第1条第3項	e-Gov			

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	1011	発行保証金の保管替の届出	前払式支払手段発行保証金規則第3条第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1012	発行保証金の取戻しの承認申請（発行保証金の差替え）	前払式支払手段発行保証金規則第4条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1013	発行保証金の取戻しの届出（発行保証金の差替え）	前払式支払手段発行保証金規則第4条第5項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1014	払戻し公告の届出	前払式支払手段に関する内閣府令第41条第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1015	払戻し完了の報告	前払式支払手段に関する内閣府令第41条第5項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1016	払戻し未了の届出	前払式支払手段に関する内閣府令第41条第6項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1017	前払式支払手段の発行に関する報告	資金決済に関する法律第23条第1項	e-Gov			
1	1018	発行保証金の還付に係る権利の実行の申立て	資金決済に関する法律施行令第11条第1項（前払式支払手段発行保証金規則第5条）	e-Gov			
1	1019	発行保証金の還付に係る債権の申出	資金決済に関する法律第31条第2項（前払式支払手段発行保証金規則第6条）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1020	発行の業務の廃止等の届出	資金決済に関する法律第33条1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1021	前払式支払手段の発行の届出	前払式支払手段に関する内閣府令附則第5条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
2	1022	疑わしい取引の届出	犯罪による収益の移転防止に関する法律第9条第1項	e-Gov			
1	1023	特定契約取扱代理店報告書	保険業法第295条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1024	外国保険会社等の供託金の取戻しの承認	外国保険会社等供託金規則第13条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1025	外国保険会社等の供託所の変更の届出	外国保険会社等供託金規則第14条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1026	外国保険会社等の供託金の保管替えの届出	外国保険会社等供託金規則第14条第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1027	外国保険会社等の供託金の保管替えに係る供託金の取戻しの承認	外国保険会社等供託金規則第14条第7項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1028	外国保険会社等の有価証券の取戻しの承認	外国保険会社等供託金規則第15条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1029	外国保険会社等の供託通知書の提出	外国保険会社等供託金規則第16条第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	1030	業務報告書の提出延期の承認	信用金庫法施行規則第131条第3項ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1031	半期報告書等の提出	船主相互保険組合法施行規則第48条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1032	清算状況の届出	船主相互保険組合法施行規則第60条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1033	清算時の決算書類の提出	船主相互保険組合法施行規則第64条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1034	組合設立の認可	船主相互保険組合法第16条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1035	定款又は事業方法書等に記載した事項の変更の認可	船主相互保険組合法第16条第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1036	臨時総会招集の認可（船主相互保険組合法第30条第4項）	船主相互保険組合法第30条第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1037	臨時総会招集の認可（船主相互保険組合法第30条第5項）	船主相互保険組合法第30条第5項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1038	組合員以外の役員の選任の認可	船主相互保険組合法第35条第2項ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1039	役員の選任及び解任の届出	船主相互保険組合法第35条第6項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1040	常務理事の兼業認可	船主相互保険組合法第36条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1041	業務報告書の提出	協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項（銀行法第19条第1項準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1042	保険金削減又は保険料追徴の認可	船主相互保険組合法第43条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1043	組合合併の認可	船主相互保険組合法第45条の3第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1044	合併時の組合員以外の役員の選任の認可	船主相互保険組合法第45条の6第2項ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1045	出資不足額等の場合の存続認可	船主相互保険組合法第45条第1項ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1046	総会における解散決議の認可	船主相互保険組合法第45条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1047	解散等の届出	船主相互保険組合法第45条第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1048	清算時の保険金削減又は保険料追徴の認可	船主相互保険組合法第47条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	1049	範囲料率の使用の届出	損害保険料率算出団体に関する法律第10条の4第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1050	料率団体の設立の認可	損害保険料率算出団体に関する法律第3条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1051	定款の変更の認可	無尽業法第7条第1号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1052	会員の加入及び脱退の届出	損害保険料率算出団体に関する法律第7条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1053	基準料率の届出	損害保険料率算出団体に関する法律第9条の3第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1054	参考純率の届出	損害保険料率算出団体に関する法律第9条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1055	保証金取戻届出書	保険業法施行規則第221条第1項第3号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1056	清算状況の届出	船主相互保険組合法施行規則第60条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1057	保存者に関する届出	保険業法施行規則第114条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1058	外国保険業者の保険業免許の予備審査	保険業法施行規則第119条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1059	外国保険会社等の供託書正本の提出 免許特定法人の供託書正本の提出	保険業法施行規則第126条第2項 保険業法施行規則第183条（第126条第2項準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1060	外国保険会社等の供託金の全部又は一部に代わる契約締結の届出	保険業法施行規則第128条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1061	外国保険会社等の供託金に代わる契約の解除の届出	保険業法施行規則第128条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1062	外国保険会社等の供託金に代わる社債その他の債権の承認	保険業法施行規則第131条第1項第4号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1063	外国保険会社等の決算書類提出の延期の承認	保険業法施行規則第136条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1064	外国保険会社等の資産の運用制限額を超える運用額の承認	保険業法施行規則第140条の3第2項ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1065	外国保険会社等の法第97条の2第1項に規定する資産の運用制限額を超える運用額の承認	保険業法施行規則第140条第2項ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1066	外国保険会社等の説明書類縦覧延期の承認	保険業法施行規則第143条の3第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1067	外国保険会社等の業務報告書の提出の延期の承認	保険業法施行規則第143条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	1068	外国保険会社等を子会社とする者に変更があった場合の届出	保険業法施行規則第166条第1項第1号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1069	外国保険会社等が保険業法施行規則第150条第1項第3号の危険準備金について同条第7項に規定する金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立てを行おうとする場合又は取崩しを行おうとする場合の届出	保険業法施行規則第166条第1項第2号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1070	外国損害保険会社等が保険業法施行規則第151条第4項の規定により責任準備金の額の計算をするに際し金融庁長官に届け出なければならない場合として金融庁長官が定める場合の届出	保険業法施行規則第166条第1項第3号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1071	外国保険会社等が保険業法施行規則第160条において準用する同規則第71条第2項に規定する金融庁長官が定める再保険の契約を締結しようとし、又は当該契約を契約期間の終了前に解約しようとする場合の届出	保険業法施行規則第166条第1項第4号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1072	外国保険会社等が劣後特約付金銭消費貸借による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債を発行しようとする場合の届出	保険業法施行規則第166条第1項第5号	e-Gov			
1	1073	外国保険会社等が法第199条で準用する法第111条第1項の規定により作成した書類について縦覧を開始した場合の届出	保険業法施行規則第166条第1項第6の4号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1074	外国保険会社等が劣後特約付金銭消費貸借について期限前弁済をしようとする場合又は劣後特約付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）の届出	保険業法施行規則第166条第1項第6号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1075	外国保険会社等において不祥事件が発生したことを知った場合の届出	保険業法施行規則第166条第1項第7号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1076	外国保険会社等の清算状況の届出	保険業法施行規則第177条（第110条準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1077	特定法人（法第219条第1項に規定する特定法人をいう。以下同じ。）の保険業免許の予備審査	保険業法施行規則第180条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1078	免許特定法人の供託金の全部又は一部に代わる契約締結の届出	保険業法施行規則第185条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1079	免許特定法人の供託金に代わる契約の解除の届出	保険業法施行規則第185条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1080	免許特定法人の供託金に代わる社債その他の債権の承認	保険業法施行規則第188条第1項第4号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1081	免許特定法人及び引受社員の清算状況の届出	保険業法施行規則第194条（第177条準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1082	保険持株会社の説明書類の縦覧開始の延期の承認	保険業法施行規則第210条の10の3第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1083	保険持株会社の業務報告書の提出の延期の承認	保険業法施行規則第210条の10第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	1084	保険持株会社の設立の認可の予備審査	保険業法施行規則第210条の4	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1085	保証金の供託の届出	保険業法施行規則第221条第1項第1号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1086	保険仲立人賠償責任保険契約に係る届出	保険業法施行規則第221条第1項第5号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1087	保証委託契約の相手方の供託書正本の提出	保険業法施行規則第222条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1088	保証金に代わる社債その他の債権の承認	保険業法施行規則第226条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1089	積立勘定等への振り替え例外の承認	保険業法施行規則第30条の3第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1090	非社員契約に係る経理の収支状況記載書類の提出	保険業法施行規則第35条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1091	法第97条の2第2項に規定する資産運用規制の特例承認	保険業法施行規則第48条の3第2項ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1092	法第97条の2第3項に規定する資産運用規制の特例承認	保険業法施行規則第48条の5第2項ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1093	法第97条の2第1項に規定する資産運用規制の特例承認	保険業法施行規則第48条第2項ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1094	積立勘定を設ける場合における資産運用規制の特例承認	保険業法施行規則第48条第3項ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1095	保険会社の説明書類の縦覧開始の延期の承認	保険業法施行規則第59条の4第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1096	業務報告書の提出の延期の承認	協同組合による金融事業に関する法律施行規則第68条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1097	保険業免許の予備審査	保険業法施行規則第7条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1098	指定法人の名称等の変更の届出	保険業法施行規則第82条の3	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1099	保険業を開始したときの届出 第106条第1項第12号又は第13号に掲げる会社を子会社としようとするときの届出 その子会社が子会社でなくなったとき、又は第106条第4項に規定する子会社対象保険会社等に該当する子会社が当該子会社対象保険会社等に該当しない子会社となったときの届出 資本金の額又は基金の総額を増額しようとするとき等	保険業法施行規則第85条第1項第1号、2号、2号の2、3号、4号、4号の2、5号、6号、7号、7の2、3、4、5、6号、8号、9号、10号、10号の2、11号前段、後段、12号、13号、13号の2、13号の3、14号、15号、16号、17号、保険業法第127条第1項第1号、2号、3号、4号、5号、6号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1100	外国保険会社等による供託金の全部又は一部に代わる契約の解除又は契約内容の変更の承認	保険業法施行令第25条第3号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	1101	供託金に係る権利の実行の申立て（外国保険会社等）	保険業法施行令第26条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1102	権利の実行の申出（外国保険会社等）	保険業法施行令第26条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1103	外国保険会社等の供託金の取戻しの申立て	保険業法施行令第27条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1104	供託金取戻しの権利の申出（外国保険会社等）	保険業法施行令第27条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1105	免許特定法人による供託金の全部又は一部に代わる契約の解除又は契約内容の変更の承認	保険業法施行令第32条第3号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1106	供託金に係る権利の実行の申立て（免許特定法人）	保険業法施行令第33条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1107	権利の実行の申出（免許特定法人）	保険業法施行令第33条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1108	免許特定法人の供託金の取戻しの申立て	保険業法施行令第34条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1109	供託金取戻しの権利の申出（免許特定法人）	保険業法施行令第34条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1110	外国の特定持株会社に係る届出の期限延長の承認	保険業法施行令第37条の8ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1111	保証金に係る権利の実行の申立て（保険仲立人）	保険業法施行令第43条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1112	権利の実行の申立ての通知（保険仲立人）	保険業法施行令第43条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1113	特定関係者との間の取引等の承認	保険業法第100条の3ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1114	共同行為又はその内容の変更の認可	保険業法第102条第1項（第199条）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1115	共同行為の廃止の届出	保険業法第104条（第199条）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1116	保険会社の子会社の認可	保険業法第106条第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1117	担保権の実行等により子会社となった場合に講じなければならない措置の適用除外認可	保険業法第106条第5項ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1118	保険会社の議決権の保有の承認	保険業法第107条第2項ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1119	業務報告書等の提出	保険業法第110条第1項（第199条）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	1120	連結業務報告書等の提出	保険業法第110条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1121	市場価格のある株式の評価益計上の認可	保険業法第112条第1項（第199条）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1122	価格変動準備金の不積立での認可	保険業法第115条第1項ただし書（第199条）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1123	価格変動準備金の取り崩しの認可	保険業法第115条第2項ただし書（第199条）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1124	保険計理人の選任又は退任の届出	保険業法第120条第3項（第199条）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1125	保険計理人の意見書の写しの提出	保険業法第121条第2項（第199条）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1126	公益法人の指定	保険業法第122条の2第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1127	事業方法書等に定めた事項の変更の認可（1）事業方法書（2）普通保険約款（3）保険料及び責任準備金の算出方法書【生命保険会社の場合】 事業方法書等に定めた事項の変更の認可（1）事業方法書（2）普通保険約款（3）保険料及び責任準備金の算出方法書【損害保険会社の場合】	保険業法第123条第1項（第207条）、第225条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1128	事業方法書等に定めた事項の変更の届出【生命保険会社の場合】	保険業法第123条第2項（第207条）、第225条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1129	事業方法書等に定めた事項の変更の届出【損害保険会社の場合】	保険業法第123条第2項（第207条）、第225条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1130	定款の変更認可	保険業法第126条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1131	総株主の議決権の百分の五を超える議決権が一の株主により取得又は保有されることとなったときの届出	保険業法第127条第1項第7号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1132	保険会社の特定取引勘定に関する届出（取引種類等届出、設置、廃止）	保険業法第127条第1項第8号（保険業法施行規則第85条第1項第2号の3、第2号の4、第14号）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1133	破産手続開始の決定を受け、破産手続開始の決定に対して抗告をし、又は抗告に対して裁判所の決定を受けた場合の届出	保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第1条第1号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1134	再生手続開始の申立てをし、再生計画認可決定が確定し、又は再生計画がその効力を失った場合の届出	保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第1条第2号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1135	整理開始の申立てをし、整理計画の実行命令を受け、又は整理計画がその効力を失った場合の届出	保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第1条第3号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1136	更正手続開始の申立てをし、更生計画認可の決定が確定し、又は更生計画がその効力を失った場合の届出	保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第1条第4号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1137	保険契約の移転の認可	保険業法第139条第1項（第210条第1項）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	1138	事業の譲渡又は譲受の認可	保険業法第142条（第211条）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1139	業務及び財産の管理の委託の認可	保険業法第145条第1項（第211条）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1140	業務及び財産の管理の委託の変更又は解除の認可	保険業法第149条第2項（第211条）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1141	解散等の認可	保険業法第153条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1142	合併の認可	信用金庫法第61条の6第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1143	保険株式会社の分割の認可	保険業法第173条の6第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1144	利害関係人の請求による清算人の選任	保険業法第174条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1145	清算人の就職の届出（1）解散の事由及びその年月日（2）清算人の氏名及び住所	保険業法第174条第8項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1146	決算書類等の提出	保険業法第176条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1147	清算時の債権申出期間中の弁済の許可	保険業法第178条（第212条第4項、第235条第4項）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1148	資本金の額の減少の認可	保険業法第17条の2第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1149	解散した相互会社の残余財産の分配の認可	保険業法第182条第6項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1150	外国保険業者の免許	保険業法第185条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1151	海外直接付保の許可	保険業法第186条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1152	外国保険会社等の供託の届出	保険業法第190条第5項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1153	外国保険会社等の供託金不足に伴う追加供託の届出	保険業法第190条第8項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1154	日本における代表者の兼職の認可	保険業法第192条第5項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1155	特殊関係者との間の取引等の承認	保険業法第194条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	1156	外国保険会社等の本店等の決算書類の提出	保険業法第195条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1157	外国保険会社等の日本における保険業の廃止の認可	保険業法第208条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1158	外国保険会社等の特定取引勘定に関する届出（取引種類等届出、設置、廃止）	保険業法第209条第1項第9号（保険業法施行規則第166条第1項第6号の2の3、第6号の3、第6号の3の2）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1159	外国保険会社等が日本における保険業を開始したときの届出 外国保険会社等が保険業法第187条第1項第1号、第2号若しくは第4号に掲げる事項又は同条第3項第1号に掲げる書類に定めた事項を変更したときの届出 外国保険会社等が資本金若しくは出資の額又は基金の総額を変更したときの届出 外国保険会社等が組織変更をしたときの届出 外国保険会社等が合併をし、会社分割により事業を承継させ、若しくは承継し、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受け（支店等のみに係るものを除く。）をしたときの届出	保険業法第209条第1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1160	外国保険会社等の利害関係人による精算人の選任及び解任の請求	保険業法第212条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1161	免許を有しない外国保険業者の駐在員事務所の設置等の届出	保険業法第218条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1162	特定法人の保険業の免許（1）特定生命保険業免許（2）特定損害保険業免許	保険業法第219条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1163	免許特定法人の供託の届出	保険業法第223条第5項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1164	免許特定法人の供託金不足に伴う追加供託の届出	保険業法第223条第9項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1165	保険業を行う引受社員及びマネージング・エージェントの氏名、住所又は商号、本店の所在地の届出（変更を含む。）	保険業法第224条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1166	総代理店の廃止の認可	保険業法第233条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1167	免許特定法人の保険業開始等の届出（1）引受社員の日本における事業の開始（2）免許申請内容（3）組織変更（4）事業の全部譲渡（5）解散（6）破産（7）引受社員の破産（8）その他内閣府令で定める場合	保険業法第234条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1168	免許特定法人及び引受社員の利害関係人の請求による清算人の選任及び解任	保険業法第235条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1169	免許特定法人の保険業を開始しないやむを得ない理由の承認	保険業法第236条第1項第2号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	1170	総代理店の届出（変更を含む。）	保険業法第239条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1171	契約条件の変更に係る承認	保険業法第240条の11第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1172	契約条件の変更の承認	保険業法第240条の2第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1173	保険業の継続困難の申出	保険業法第241条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1174	(1) 保険管理人の職務分掌の承認 (2) 保険管理人代理の承認	保険業法第242条第6項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1175	業務の一部を停止しないことの認可（管理命令）	保険業法第245条ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1176	保険管理人の報告	保険業法第246条の2	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1177	保険管理人と被管理会社との取引の承認	保険業法第247条の5	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1178	業務及び財産の管理に関する計画の承認	保険業法第247条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1179	業務及び財産の管理に関する計画の変更又は廃止の承認	保険業法第247条第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1180	業務の一部を停止しないことの認可（保険契約の移転における契約条件の変更時）	保険業法第250条第5項ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1181	業務の一部を停止しないことの認可（合併契約における契約条件の変更時）	保険業法第254条第4項ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1182	業務の一部を停止しないことの認可（株式の取得における契約条件の変更時）	保険業法第255条の2第3項ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1183	業務の一部を停止しないことの認可（合併等の手続の実施の命令時）	保険業法第258条第2項（第245条ただし書準用）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1184	保険持株会社の設立の認可	保険業法第271条の18第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1185	特定持株会社になった旨の届出	保険業法第271条の18第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1186	特定持株会社の猶予期限後の持株会社の継続の認可	保険業法第271条の18第3項ただし書き	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1187	特定持株会社でなくなった旨の届出	保険業法第271条の18第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案）オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	1188	保険持株会社の子会社化にかかる承認	保険業法第271条の22第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1189	保険持株会社の株式取得制限にかかる例外の承認	保険業法第271条の22第4項ただし書	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1190	保険持株会社の業務報告書の提出	保険業法第271条の24	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1191	救済保険会社等の営業に関する法令により行うことができない業務等を整理することを内容とする計画の承認	保険業法第271条の2の3第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1192	保険持株会社に係る合併の認可	保険業法第271条の31第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1193	保険持株会社の分割の認可	保険業法第271条の31第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1194	保険持株会社に係る営業の譲渡若しくは譲受けの認可	保険業法第271条の31第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1195	主要株主に関する届出（1）主要株主になった届出（2）総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者となった届出（3）主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなった届出（4）総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者でなくなった届出（5）解散（6）総株主の議決権の百分の五十を超える数の議決権を一の株主により取得又は保有されること（7）定款又はこれに準ずる定めの変更（8）氏名等の変更等	保険業法第271条の32第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1196	保険持株会社の届出（1）保険持株会社になった届出（2）持株会社でなくなった届出（3）子会社とする届出（4）子会社でなくなった届出（5）解散の届出（6）資本の額の変更（7）総株主の議決権の百分の五を超える議決権を一の株主により取得又は保有されること（8）定款の変更（9）新株予約権又は新株予約権付社債の発行（10）取締役の就任又は退任（11）事務所の設置等（12）子会社とする届出（（3）を除く）（13）商号等の変更等（14）営業報告書及び付属明細書（15）ディスクロージャー誌の縦覧開始	保険業法第271条の32第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1197	保険主要株主とならないやむを得ない理由の承認	保険業法第271条の33第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1198	免許の失効の例外の承認	保険業法第271条の33第2項第1号	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1199	保険仲立人の登録	保険業法第286条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1200	登録内容等の変更の届出（1）登録申請書記載事項又は添付書類の内容（2）保険業務廃止（3）保険仲立人である個人の死亡（4）保険仲立人である法人の破産（5）保険仲立人である法人の合併による消滅（6）保険仲立人である法人のその他の事由での解散	保険業法第290条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案） オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	1201	保証金の全部又は一部に代わる契約の届出	保険業法第291条第3項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1202	保証金の追加供託の届出	保険業法第291条第8項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1203	事業報告書の提出	担保付社債信託法施行規則第25条	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1204	保険業の免許（1）生命保険業免許（2）損害保険業免許	保険業法第3条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1205	剰余金の社員配当準備金等への定率未満の積立の認可	保険業法第55条の2第5項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1206	株式会社から相互会社への組織変更の認可	保険業法第80条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1207	取締役の兼職の認可	保険業法第8条第2項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1208	相互会社から株式会社への組織変更の認可	保険業法第96条の10第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1209	他の保険会社の業務の代理、事務の代行に関する認可	保険業法第98条第2項（第199条）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1210	証券業務の内容及び方法の変更の認可	保険業法第99条第4項後段（第199条）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1211	証券業務の認可	保険業法第99条第4項前段（第199条）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1212	地方債等債券の募集又は管理の受託並びに担保付社債に関する信託業務の認可	保険業法第99条第5項（第199条）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1213	保険金信託業務の認可（変更含む。）	保険業法第99条第7項（第199条）	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1214	保証金取戻しの権利の申出（保険仲立人）	保険仲立人保証金規則<保険業法>第12条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1215	保険仲立人の供託所の変更の届出	保険仲立人保証金規則<保険業法>第13条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1216	保険仲立人の供託金の保管替えの届出	保険仲立人保証金規則<保険業法>第13条第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1217	保険仲立人の保証金の保管替えに係る保証金の取戻しの承認の申請	保険仲立人保証金規則<保険業法>第13条第7項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1218	保険仲立人の有価証券の取戻しの承認の申請	保険仲立人保証金規則<保険業法>第14条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面

行政手続のオンライン利用範囲の見直し（案）オンラインを利用した申請・届出について停止する手続等

〔「停止の理由」、「停止予定時期」、「停止後の申請方法」が空欄（斜線表示）の手続は、オンラインを利用した申請・届出による手続を継続する予定としています〕

整理番号		手続名	根拠法令、根拠規定	システム等の名称	停止の理由	停止予定時期	停止後の申請方法
システム	手続						
1	1219	保険仲立人の供託通知書の通知	保険仲立人保証金規則<保険業法>第15条第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1220	免許特定法人の供託金の取戻しの承認	免許特定法人供託金規則第13条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1221	免許特定法人の供託所の変更の届出	免許特定法人供託金規則第14条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1222	免許特定法人の供託金の保管替えの届出	免許特定法人供託金規則第14条第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1223	免許特定法人の供託金の保管替えに係る供託金の取戻しの承認	免許特定法人供託金規則第14条第7項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1224	免許特定法人の有価証券の取戻しの承認	免許特定法人供託金規則第15条第1項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
1	1225	免許特定法人の供託通知書の提出	免許特定法人供託金規則第16条第4項	e-Gov	過去3か年分のオンライン利用がなく、今後も改善する見込みがないため停止とする（過去3か年分とはH24,H23,H22年度分である）。	可能な限り早期	書面
	手続数	1,225					

（注）整理番号（手続）No.1022_「疑わしい取引の届出」については、上記の手続数に含めている。